

令和4年度 第1回福祉・住宅連携会議講演録 「ともに繋ぎ、ともに生きる」

報 告 書

令和4年11月10日



令和4年度 第1回 福祉・住宅連携会議講演会講演録

「ともに繋ぎ、ともに生きる」

基調講演

地域社会における住宅確保要配慮者への居住支援について

～居住支援の在り方とは～

医療創生大学 心理学部 教授 鎌田 真理子 氏

■講演録	04
------	----

発表1

「断らない相談支援」から居住支援へ

～困りごとがつくる支援のかたち～

神奈川県座間市 生活援護課 主査 武藤 清哉 氏

■講演録	20
■参考資料	38

発表2

ひとり親世帯に明かりを灯す家賃負担の低減

～セーフティネット住宅への家賃等低廉化事業～

福島県郡山市 こども家庭支援課 主事 早坂 透 氏

■講演録	42
------	----

質疑応答

.....	55
-------	----

資料

講演会開催チラシ	58
----------	----

講演録

令和4年度 第1回 福祉・住宅連携会議講演会

令和4年11月10日(木) 13:30～
福島市「こむこむ」わいわいホール

■ 講師

医療創生大学 心理学部 教授 鎌田 真理子 氏

■ 基調講演

地域社会における住宅確保要配慮者への居住支援について
～居住支援の在り方とは～

講演録

皆様こんにちは。医療創生大学の鎌田と申します。私の所属している大学は福島県いわき市にあります。自己紹介の欄にも書かせていただきましたが、NPO法人地域福祉ネットワークいわき、の代表も務めております。今日は、地域福祉ネットワークいわきでおこなっている事業を中心に話したいと思っております。

私の専門が福祉ですので、居住支援の必要な方の中でも福祉ニーズの非常に多い困難な方たちを対象とした支援をおこなっております。緒についたばかりですが支援をおこなっており、その事業体験から話させていただきます。

福島県はこれまでは地縁血縁が機能しておりましたけれど、時代の影響を受けまして、地縁血縁では対応しきれない困難なケースが多発しております。今日は事業の経験から出て来た課題なども含め、皆様と共有してまいりたいと思います。

今日の流れです。ご存知のように福祉の領域では、住まいと暮らしを地域社会の中で「どのような方も一緒に住み慣れた地域で暮らし続ける」という考え方です。国の政策が出されており、世界的の流れを見ても地域で暮らすことが主流になっております。そこを皆様方と一緒に押さえ、その後に私どもの地域福祉ネットワークいわきがおこなっている事業について話します。最後に課題と今後について少し触れたいと思います。

令和4年度 第1回福祉・住宅連携会議
基調講演
「地域社会における住宅確保要配慮者への
居住支援について
～居住支援の在り方とは～」

講演者：医療創生大学 心理学部 臨床心理学科 教授
NPO法人 地域福祉ネットワークいわき 理事長
NPO法人 日本ソーシャルワーカー協会 副会長
社会福祉士：鎌田真理子 (KAMADA MARIKO)

とき：2022(令和4)年11月10日(木)13時40分～14時30分
会場：福島市「こむこむ」わいわいホール

1

本日の内容

- ① 地域包括ケアシステムの進化
地域共生社会の実現に向けた包括支援体制
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築へ
- ② NPO地域福祉ネットワークいわきの沿革・組織・職員・事業
多様化する福祉課題を解決する社会資源づくり
社会資源：本人の意思を尊重する生活支援の仕組みとして
入居、入所、葬送事業を開始
- ③ 事業経験から居住支援の必要性へ至る
居住支援の課題と今後について

2

この図は福祉の領域の方であれば、見慣れてしまった高齢者の地域包括ケアシステムの考え方の図です。平成12年(2000年)に介護保険が始まり、地域で暮らす流れになり、介護保険の改正と共に地域包括支援センターを作りながら、そこを拠点として地域で暮らす、高齢者の生活支援をしていく。そのような地域包括ケアシステムに関する考え方が出てきました。

この考え方につきましては「2025年までに地域でシームレスな仕組みを作って、高齢者も地域で生活をする」という目標が定められています。特にいわき市

では「要介護3の方たちも地域で暮せるように」と考えています。今、その仕組みを整えています。要介護3ですと自力歩行が困難な方なので、車椅子歩行が主になっている方たちです。ご存知のように、特別養護老人ホームに入るための入居要件も、要介護3以上の方になっておりますが、「要介護3でも地域で暮せるような仕組みを作りあげていこう」という考えで進んでおります。



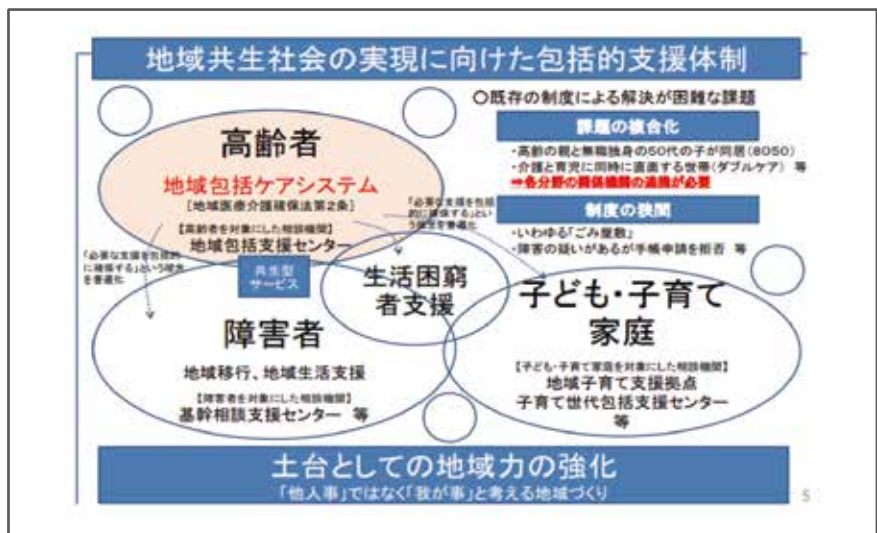
このスライドは、平成29年(2017年)厚生労働省から出されているものです。地域共生社会の実現ということで、日本各地で進んでいる流れです。多様な福祉課題「自分で解決困難な困り感を持っている方たちを、地域社会の中でどうサポートして、どう支援していくのか」「そのためにどんな社会資源が必要なのか」そして「どういう人材が必要なのか」さらに「繋がり」は一体どういうものがいいのか? そういった資料です。

例えば、高齢になって要介護度が進んだならば、従来ならば特別養護老人ホームに入る。しかし従来とは異なり、地域から離れて、生活の場から離れて、そういう施設に入る、といった考え方ではありません。地域社会でできるだけ生活できるようにする。多方面の福祉課題を持つ方たちが、地域の中で共生していけるようにと、国が進めている流れです。各自治体でも取組が進んでおります。



その流れの中で「高齢者の地域包括ケアシステム」という考え方。鉢に植物が植えられた図(スライド番号3)がありました。「地域包括ケアシステム」と厚生労働省がとらえている地域共生社会の関係性を、この図に示しました。

高齢者の方たちが、地域の中で生活が出来るシームレス・つなぎ目の無い仕組みを作って、地域社会で生活ができるようにする。これが地域包括ケアシステムで、高齢者分野はこういう位置づけになっています。



その他に障がい者、障がいを持ちの方、精神疾患や身体障がいを含め、様々な方が地域で生活しています。貧困や生活困窮の方々たち、ひとり親世帯、子ども子育て世代の方たち。あるいは「8050」50代の息子さんと80代のお母様が同居されている家庭です。「8050」では、高齢者虐待が多く発生することが全国的に認められていますので、特出しで書かれています。ごみ屋敷—今はセルフネグレクトという表現もあります—ごみ屋敷も全国的に多発しております。さらに、障がいの疑いはあるが手帳取得しない方—いわき市でもそういう方たちを拝見しております—いろいろな福祉課題を持つ方たちが、地域社会の中で共に生活ができるようにする。それらを他人ごとではなく我がこととして考える地域づくりと、そのための仕組み作りを推進する。このことは地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制と表現されています。

図の中に「地域包括支援センター」と書き込まれています。各市町村にあり市町村直営、あるいは社会福祉法人や社会福祉協議会に委託し、65才以上の高齢者を中心に、在宅で生活する人たちの介護予防の取り組みや総合相談機関として地域包括支援センターがあります。

それから、障がい者の方たちへの基幹相談支援センター、障がい児、障がい者の相談支援をする相談機関あります。その中核のセンターを「基幹相談支援センター」といいます。地域で、それぞれのニーズを抱えている方たちの相談の場、サポートする場として機能しております。

実は、地域福祉ネットワークいわきという私が理事長をしているNPO法人は、高齢者分野では地域包括支援センター、障がい者・障がい児分野では基幹相談支援センターとし、いわき市から全面的に受託をうけている法人です。各地域でもいわき市も同様な課題が社会構造から多発しております。そのような中で住まいも非常に重要であります。

何度も繰り返しますが、高齢者の地域包括ケアシステムの今現在、進化を図っています。2025年を目途に各自治体でシステムの完成を目指しているところなんです。

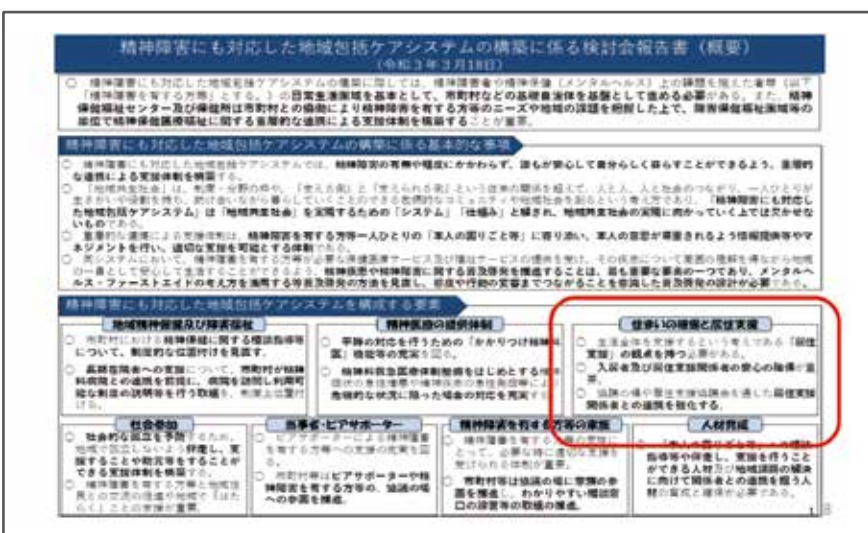
図には住まいが中心にあり、自宅で暮らす「ターミナルな時期を自宅で、お亡くなりになることも出来るような仕組みを作っていくじゃないか…」という流れです。高齢者の男性では、平均するとターミナルのお亡くなりになるまでに5、6回の入退院を繰り返し、徐々に虚弱になられてお亡くなる傾向があります。女性は少し増え6～8回の入退院を繰り返してターミナルに至ります。そうあっても住み慣れた自宅で住み続けることができるよう、支援をするための構築が、各自治体で進んでいるわけなんです。



このスライドでは、精神障がい者にも対応している地域包括ケアシステムが打ち出されてきました。WHOから勧告が出ており内容は「日本はOECDの中での精神障がい者の入院患者のベッド数が群を抜いて多過ぎる」と、勧告を受けております。「今後、精神障がい者の方も、地域で暮せるよう、地域にでて生活できるよう促進してほしい」と。

ですからここでも、住まいがキーになっております。精神疾患の方は投薬管理が重要で、きちんと飲まれていることが確認されていけば、地域での生活は可能であります。火の始末のことも言われますが、電磁調理器もあり、直火が出ない暖房機や調理器具がございます。金銭管理は、成年後見人制度がありますが、福島県には安心サポートという現金の管理をするサービスがあります。それらを使えば、地域社会の中で生活出来る、そういう流れです。そういう中で「色々な機関と多方面にシームレスな切れ目のない仕組みを、精神障がい者向けにも作って欲しいと…」国から推奨されています。

厚労省が示す図です。精神障がい者の地域包括ケアシステムを進めていく中で、いろいろ項目が出てきます。住まいですね、住宅政策がここに位置づけられています。日本の政策では福祉と住まいとが、なかなかつながりませんでした。ここにきて「住まいの政策が福祉と連携をさせる」ということで重要視されてきました。ようやく、精神疾患の方たちの住まいについても、地域生活を支えるものとして多様な資源を作っていくことが提案されています。



前のスライドの内容を整理した図です。このように序列としても高いところに精神障がい者の方の住まいも、重要に位置づけられています。精神疾患の方が地域で暮すことに対して一私も最近ですが、精神病院の評議委員会をしています—最近の経験があったんです。「グループホームを地域に造りたい」と。病院の方たちがそうおっしゃったときに住民の方が反対の署名運動をなさって、病院に持ってきました。グループホームの建設が出来なかったんです。皆様方、この件をどのように捉えられますでしょうか。



福祉分野から申し上げますと、日本は2014年に障がい者の権利条約に批准をしております「障がい者の差別はしてはならない」ことになっております。精神疾患を持つ方も入院治療の必要がなければ、自分で地域の中で暮らす権利を持っています。その点を地域の方にキチンと理解をいただくことが重要になっております。

我々専門職が「その情報や啓発活動を怠ってきちゃって申し訳なかった」と思うのです。先ほど申し上げたように、精神疾患の方も投薬管理と火の始末が出来れば、地域で安心して生活もできるかと思えます。精神疾患の方たち、それ以外の方、ご自分の判断で生活を成り立たせることが出来ない方たちもたくさんいます。例えば認知症の方であるとか。そのような判断力に課題のある方たちの支援について次にふれます。

これは民法にある成年後見制度に基づいて、各自治体で作られているかと思えます。権利擁護センターとか成年後見人センターとかが開設してきていると思えます。民法の中にある成年後見人制度を実際に行うために、市直営でいわき市では2014年度に開設しました。

当時の社会福祉部の部長です。私どものNPOも設立者にもなっております。結局2014年に、判断力が低下した方や判断力がない方、例えば知的障がいの方が法的な契約や地域で様々な問題—消費者問題とか、色々な契約をする、入居するとか、入所するとか—その時、法的な行為が自分では出来ないで、その方の代わり第三者に後見人になってもらい、社会生活が営めるようにするための成年後見センターです。2014年に、そういう手伝いをする成年後見人センターを福島県内初で設立しております。

これは、冒頭にありました地域包括支援センターにおいて、—地域で65才以上の高齢者の相談をする—職員は「いろいろな困りごとが出てきている」ため権利擁護センターや成年後見センターの必要性を早くから唱えておりました。

そのため市民の方の啓発活動をおこない、市役所の方たちと協力して、先験的な事例を見学に行くなどして学習会を重ね、2014年に福島県内初で権利擁護青年後見センターを作りました。つまり、居住支援は居住支援の仕組みだけではなく、必要なバックアップサポート、後方支援するような資源も必要になってきます。その一つとして権利擁護後見センターも機能させています。

次のスライドはぼけてしまって申し訳ありません。これは厚生労働省の権利擁護センターで、表記のURLにアクセスしますと出てまいります。ぜひ見ていただきたいです。このように先駆的なかたちで我々は行っております。居住支援、地域生活を行う上でのバックアップシステムとしての権利擁護、成年後見の仕組みも一緒に作っています。



次にNPO法人、地域福祉ネットワークいわき、我々の活動について触れておきたいと思います。

本法人は、社会福祉法人ではなくNPO法人です。65才以上の方の地域包括支援センター、あるいは障がい者の相談支援センターで、基幹型の相談センターをおこなっています。NPO法人で行う意味は、先駆性、公共性であると。つまり地域の中でいろいろな事象がでてきます、福祉ニーズ課題がでてきます。それがいろんな人たちに認知されるまでには、一定量のマスのな問題になら

「NPO法人地域福祉ネットワークいわき」 について (注1)

設立および事業目的について

第3条 この法人は、高齢者や障害者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた環境の下で、自らの意思により、その人らしい生活を継続して営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

目的実現に向けて2項目を実施・推進

(1)公正・中立な相談援助支援体制を創る

(2)必要なサービス資源を開発する

NPOで行う
意味と意義は
先駆性・公共性

12

らないと行政サービスにもなり得ません。そういう意味で時間が掛かります。いろいろな困り感や福祉課題、自分で解決できない問題を抱えている人が、地域社会の中に存在しているとしても、それが法制度になるまでにはタイムラグ時差が生じてしまいます。

そこで、まず一つのニーズに対して理想ですけれど、一つの困り感に対して何かしらの手立てを考えていく。「そういう意気込みで職員と共に作り上げたい…」という理想の下に公正中立な相談援助。そして支援、アクションも行う体制を創る。その理念は先駆性・公共性です。

我々の事業目的の第3条は後で読んでいただきまして、自らの意思によってその人らしい生活を継続して、継続して営むことの出来る地域社会の実現。これを我々NPO法人の理念として掲げています。どこまで出来ているのか、いつも反省ばかりしているんです。公共性を担保しながら、いわき市役所の協力の下でおこなっている法人であります。

必要なサービスを開発すること、作っていくことをおこなっています。それらをボトムアップするエンジンになる所が地域包括支援センターであり、障がい者の相談支援センターであり基幹の相談であります。つまり住民の生活をボトムアップして福祉ニーズを仕組みとして作りあげていく。それらを努力して走ってまいりました。

これが地域包括支援センター、広域ですので7センターあります。それに2つのサブセンターを作っており、設置主体は地域包括支援センターいわき市です。受託先は、我々NPO法人であります。職員は75名おります。専門職が保健師、社会福祉士、主任介護専門員、ケアマネージャーと呼ばれ5年以上のキャリアがある中堅どころのケアマネージャーさん。そしてケアマネージャーで、専門職の組織になっています。

ですから、市役所の窓口の横に地域包括支援センターがあって、高齢者の方たちはここに相談に来ることになって

います。専門職がいることで後にも触れますが、最初にいろんな相談に来たときに、専門職がいろいろなアセスメント、情報収集して分析をしてくれます。まだ十分ではありませんけれども、この機能を今日のテーマの居住支援と共に、がっつりとつなぎながら支援をしていけば、それなりの成果が出て来るのではないかな…と考えています。

いわき市地域包括支援センター：7センター、2サブ・センター

(1)設置主体:いわき市
(2)運営主体:特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき
(3)地域包括支援センターの名称、場所、職員数等(令和4年4月1日現在)

名称	場所	職員数				計
		保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	介護支援専門員	
平	市役所	4	7	2		13
	本庁舎1階					
中央台	中央台	1	3		1	5
	小名浜支所					
小名浜	北分庁舎	3	4	2	3	12
	泉	1	2	1		4
勿来・田人	勿来支所	3	7	2	1	13
常盤・遠野	常盤支所	2	5	1	2	10
内郷・好間・三和	総合保健福祉センター	2	4	2	2	10
四倉・久之浜・大久	四倉支所	1	2	2		5
小川・川前	小川支所	1	1	1		3
計		18	35	13	9	75

法人の沿革です。平成12年に介護保険ができて、その5年後の介護保険の改正で、地域包括支援センター、地域包括ケアシステムというキーワードが出てきて、翌年に「地域包括支援センターを市町村直営で作らなさい」と厚生労働省から通達が入ります。「NPO法人やその他の社会福祉法人に受託させてもよい」と。地域包括支援センターを受託する目的で、この法人は設立されました。平成19年2月に設立の認証を受けまして4月から、いわき市全域で地域包括支援センターを運営しております。

法人の沿革

2006(平成18)年11月：法人設立総会
 2007(平成19)年2月：法人設立認証(福島県知事)
 4月：いわき市から市全域「地域包括支援センター運営事業」委託
 「指定介護予防支援事業」の実施

2012(平成24)年7月：法人独自事業「身元引受事業」のモデル事業として開始
 2015(平成27)年12月：法人独自事業として「身元引受(身元保証)連帯保証事業」実施
 2017(平成29)年4月：いわき市から「障害者相談支援事業」受託
 2018(平成30)年7月：共生型デイサービス「つながる」、法人独自事業として開始
 2019(平成31)年4月：「入居・入所・葬送支援事業」、法人独自事業として開始
 2022(令和4)年2月：福島県より住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受ける 14

様々な事業を展開している中で、専門職員がいろいろな困り感を経験しています。それをボトムアップする形で出て来たものが、平成27年の独自事業としておこなっている身元引受、身元保証、連帯保証事業の実施です。全体で債務を受け取ってしまう、非常に危ない事業なんです。やらざるを得なかったのは、職員が連帯保証人の名前を書いてしまうんです。保証人がいなければ色々なサービスを受けられない。そういうクライアントの方がおられるものですから、職員が個人名で名前を書いてきたいんですね。「それは、いけない」ということで、我々法人で債務を負うということでスタートしました。

債務を負うことは入口のところ、インテークと専門用語で言います。ファーストタッチ、初めての時の面談の時に、よくよくお話しをお聞きして、アセスメント、分析をして、計画支援という手法で福祉の相談支援を行うんです。そこをおこなって必要な、例えば生活保護の制度であるとか、社会福祉協議会の生活福祉金の借入であるとか、使っていない児童扶養手当を申請してないから手続きをアドバイスして、一緒に窓口まで行って手続きをサポートする。

ファーストタッチ、インテークと呼ばれるところで、十分にアセスメント、分析をします。入口のところで交通整理して進めば、莫大な負債を我が法人が負うことにはならないわけです。そういうことで独自事業として、居住支援の最初の一部になる事業をスタートしたと見返すことができます。

2017年からは障がい児、障がい者の相談支援の仕事を受託することになります。2018年には障がい者と高齢者が一緒にデイサービスセンターのフロアで、日中デイサービスを受けるデイサービスセンター「つながる」に理学療法士を配置しましていわき市の南部に「つながる」共生型のデイサービスセンターを法人独自事業として開始しました。福島県内では2ヶ所目で担当しております。介護保険と障がい者の福祉のサービスを合体した共生型のデイサービスをおこなっています。

2019年の4月からは入居、皆様方の居住支援の領域です。入居、それから入所、施設など、あるいは病院に入院するなど。その他にお亡くなりになるであろう事を見込んで葬送支援事業もおこなっております。死亡後の支援ですね。これも独自事業としておこなっています。

こういう事が必要となってきた背景は、いわきは単身の男性が集まり易い仕事の場所でありました。例えば遠洋漁業、国内の遠隔地から単身で来られて、お亡くなりになっていたり、そこでご家族を探すと中国地方から単身で遠洋漁業に従事して、高齢になって亡くなったのちにご家族のもとに引き取られたり。あるいはかつては、炭鉱がありました。あるいは温泉場があります、温泉場は食職住一体です、住まいと仕事と一緒にですから単身で流れてきても生活が成り立つんです。

そのように、お一人、単身で流れて来てという訳ではないでしょう。仕事を求めていわき市に来られて定着される方が、長い歴史の中でも多かった地域です。

実は、東日本大震災の2011年以降もF1、第一原発の廃炉作業に従事する方が全国からお越しいただいて、いわき市にもお住まいになっておられます。過去から現在、将来も、単身の高齢者、あるいは様々な方が、いわきの中には存在すると、そういうこともあるかと思えます。

身元保証事業について少し触れてみたいと思います。2012年に開始しています。最初は、モデル事業としてどんな塩梅になるのだろうか、ということからスタートしました。その後、2015年12月からこの事業を本格化しました。先ほど説明しましたように地域包括支援センター。在宅で高齢の方たちに対応している職員が、身元保証人になるケースがあったので立ち上げました。で、2022年の2月から住宅確保要配慮者の居住支援法人を福島県の指定を受けまして正式にスタートをしています。

身元保証人等事業について

2012(平成21)年：事業の検討開始

2012(平成24)年7月：「身元引受事業」のモデル事業開始

2015(平成27)年12月：「身元引受(身元保証)連帯保証事業」実施
対象：地域包括支援センターにて対応の高齢者
身元保証となる人がいないケース

2019(平成31)年4月：「入居・入所・葬送支援事業」開始

2022(令和4)年2月：福島県より住宅確保要配慮者居住支援法人指定 15

身元保証の事業の内容についてです。入居については入居支援として物件情報を紹介しながらアパートなどと一緒に内覧同行します。専門職員は3名おりまして、社会福祉士、シルバーリハビリ体操の教室で高齢者に接点を多く持っていた方、一般事務の方、この3名の方が主軸になって仕事をしております。事務局長がそこに加わったり、あるいは現場の地域包括の職員が加わったりするかたちでチームが作られています。

契約時の手続き支援と立ち会い。入居中については見守りをおこなっています。これもケースバイケースで、地域包括支援センターの職員が近くに行ったら顔を出す。あるいは事務局にいるこの事業の3名の職員が電話を掛けるなど、ケースバイケースです。定期的なものは特に設定していませんが見守りを行う。

各種相談への対応に必要な資源をつなげる。緊急時対応、夜中でも健康状態が悪くなったりしても電話を受け取ることになっています。家賃が支払えない場合には我々が肩代わりする、ことで進めています。丁寧な対応を福祉的な相談対応でやっているものですから、踏み倒しは無いのですが、残念ながら数件発生してはいます。

入居後の支援は退去の支援とか、死亡時の支援をおこなっています。死亡時の支援は後ほど詳しく話します。公証役場で公正証書を作っていたら、お亡くなりになった場合には「どのような所に埋葬してもらいたい」とか。「どういう費用で、どういう葬儀をおこなってもらいたい」とか。そういう考えをペーパーにまとめておいて、公証役場に行くかたちです。ただ、法務局でも遺言書を安く預かる仕組みも出てきているようで、その辺も今協議中です。

入居の続きになりますが、トラブル発生があったり、死亡時についても対応をしております。ケースは多くはないですが、夜逃げをされてしまった…とか。そこで「荷物をアパートから撤去してください」と連絡がはきますと、事務局長はじめ職員が小型トラックを運転して荷物を取りに行ったりします。本当に泥臭い仕事をやっております。

埋葬ですが本人の意思確認は公正証書で取っておくのです。それから、埋葬に関する情報を提供し、どんなものを利用するのか、確認をしておきます。

本人と事業者さんの契約を仲介したり、死亡時における事業者との連携契約の執行確認をしながら、死亡時の対応をしています。収骨をしたり埋葬したりすることも行っています。

入院については入院時の保証業務をおこなっています。日用品が必要であれば、買い物を含めて、対応しています。

身元保証人等事業：事業内容

(1)入居

①入居前支援

物件情報紹介、内覧同行、契約時手続き支援、立ち会い、

②入居中支援

見守り(訪問・電話等)、各種相談への対応、緊急時対応、家賃保証、

③入居後支援

退去後支援、死亡時支援

16

(2)入所

①身元引受人業務(トラブル発生時・死亡時対応)

(3)葬送

①本人の意思確認

②葬儀・埋葬に関する情報提供

③本人と事業者(葬祭業者・墓地管理者)の契約仲介

④死亡時における事業者との連携・契約の執行確認

(4)入院

入院時保証人業務(諸手続き・日用品準備・入院費連帯保証等)

17

実際の相談の状況ですが、昨年度のものです。1ヶ月平均16.2件ぐらいで入居139件、入所19件、葬送19件、合計194件になっております。契約件数は141件になっております。

相談状況実績

(1) 相談等の状況

令和3年度の相談等件数は 以下のとおり。

① 相談件数 (単位：件)

入居	入所	葬送	その他	計
139	19	19	17	194

※ 1か月平均相談件数は 16.2件

② 契約件数 (単位：件)

入居	入所	葬送	その他	計
113	9	13	6	141

18

入居につきましてはどういう居住の環境、種別なのかです。民間住宅、市営住宅、県営住宅、あるいはグループホームです。知的障がいの方、精神障がいの方、認知症の方のグループホームです。有料老人ホーム、ケアハウスは安い金額で過ごす有料老人ホームの一つです。その他には高齢者専用賃貸住宅なども入っているデータの内容になっています。

【参考：契約件数の推移】

ア 入居 (単位：件)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民間住宅	10	48	52
市営住宅	6	42	35
県営住宅	4	11	13
グループホーム	5	3	2
有料老人ホーム	7	6	3
ケアハウス	4	2	2
その他	0	0	6
計	36	112	113

※ その他は高齢者専用賃貸住宅等

19

入所につきましては特別養護老人ホームが多くなっております。自宅と病院の中間施設であるリハビリ施設、老人保健施設も増えてきています。障がいの方については0件、それから1件。障がいの方はあまり件数が増えてはおりません。このような推移できております。その他につきましては地域密着の小規模な老人ホームとか、介護、老人病院です。介護医療院などが含まれています。

イ 入所 (単位：件)

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
特別養護老人ホーム	4	10	6
介護老人保健施設	5	5	2
施設入所支援（障がい）	0	1	0
その他	2	3	1
計	11	19	9

※ その他は地域密着型特別養護老人ホーム、介護医療院

ウ 葬送

種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度
葬送	8	21	13

20

葬送については令和元年度8件、令和2年度21件、令和3年度13件です。ある一定のニーズは存在しています。

成年後見人が付いている場合は、そちらの方で対応します。こちらの方は成年後見人がついていないケースになります。

障がい者の契約内訳も少し見ておきます。公営住宅であるとか、グループホームはこのような数値になっております。

障がい者・契約内訳

種別		契約件数
入居	公営住宅	3
	グループホーム	1
	民間住宅 (アパート等)	3
入居		0
葬送		1
入院		1

21

次に、区分です。身体、知的。グループホームからアパートに住もうということです。身体、精神でこのような種別のところに入って行く。若い方も利用されています。入院や葬儀については51才の方も入っております。

契約内容（障がい者）②

【入居】

区分	年齢	内容
身体	46	公営住宅入居
身体	55	公営住宅入居
知的	63	公営住宅入居
知的	26	グループホーム＋アパート入居
精神	28	アパート入居
身体・精神	53	グループホーム入居
精神	33	アパート入居

【葬送・入院】

区分	年齢	内容
身体	51	入院・葬送

22

これは一般の方向けのチラシになっています。

入居・入所・葬送等支援事業

「アットホーム福祉活動センター」は、障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。また、障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

1. 事業内容

① 入居支援
「アットホーム福祉活動センター」は、障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

② 入所支援
障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

③ 葬送支援
障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

2. 利用方法

「アットホーム福祉活動センター」は、障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

3. お問い合わせ

「アットホーム福祉活動センター」は、障がい者の生活の質を向上させるために、入居・入所・葬送等の支援を行っています。

23

入居、葬送の事業の課題です。所在不明、入居者が居なくなったのが3件発生しています。滞納された家賃を我々が支払っている。今のところは経営に悪影響を及ぼすほどの金額ではないのですが、このようなリスクは一定発生します。それから死亡時の対応は2件で、アパートなどに入る時に保険に入っていたら、クリーニングなどの費用をそこで賄うことになっています。入所についても夜間対応、休日対応が必要になってきます。介護保険での様々な契約でも我々に求められてくることも出て来ています。

入居・入所・葬送 事業実施の課題

(1)入居

①入居者所在不明時対応

令和3年度は3件発生。家賃滞納金は法人負担。

②死亡時対応

令和3年度は2件発生。家内現状復帰クリーニング・家財処分対応。

(2)入所

①休日・夜間対応

利用施設の協力支援を得て必要最低限の範囲での対応

②その他

介護サービス計画の同意を求められること有り(親族・家族の代理)

24

葬儀については本人の経済状態に基づく祭祀・埋葬の情報を得て対応していきます。

入院についても、成年後見人制度を利用しているかどうか、あるいは親族が居るのかどうかを調べながら対応します。緊急時の対応であるとかも。

特に問題なのは、医療同意は不要になっているはずですが、求められています。

その他として財源確保は利用料500円をいただきながら、一法人1万円の会費をいただいて、寄付金、補助金などで運営しています。

(3)葬送

①本人の経済状況に基づく祭祀・埋葬の情報

②終末期前の早期段階から意思確認

(4)入院

①対象者の範囲 (成年後見制度の利用有無、親族との疎遠・無)

②緊急時の対応 (親族・後見人ほか)

③入院の課題整理：医療同意は不要だが求められる現実

(入院時保証人、医療侵襲行為の同意、延命の判断)

(5)その他

①財源確保 利用料：500円 会費：一法人1万円
寄付、補助金(国交省、市)

25

このへんは我々の法人をサポートしてくださる会員の方たちの数値です。

会員

事業に賛同する関係法人に会員として事業に参画いただいている。

- ・ 会費 年1万円以上
- ・ 事業計画書及び事業報告書の送付
- ・ 代表者会議の開催

会員の状況

(単位：法人)

社会福祉法人	NPO法人	株式会社	有限会社	宗教法人	医療法人	その他	計
11	3	5	5	1	6	2	33

(令和4年4月1日現在) ²⁶

図がぼけてしまっています。これは居住支援法人としてどのような者を居住支援の対象とするかを示している表ですが、我々は法令等で住宅確保要配慮者として定められている対象者すべてに対応することとし、刑余者も、精神疾患の方もすべて対応することで行っております。

種別	名称	所在地	法人種別	法人名称	法人住所	TEL	HP	法人設立年月	法人員数	法人収入	法人資産	法人負債	法人純資産	法人純資産率	法人純資産額	法人純資産率	法人純資産額	
賃貸	アール・エス・ビル	東京都港区	株式会社	アール・エス・ビル株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.ars-bldg.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
賃貸	ユニクス	東京都港区	株式会社	ユニクス株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.unix.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	東武不動産	東京都港区	株式会社	東武不動産株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.tokai-realty.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	第一生命不動産	東京都港区	株式会社	第一生命不動産株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.dai-ichikyo-realty.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	第一生命Life	東京都港区	株式会社	第一生命Life株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.dai-ichikyo-life.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	東武アール・エス・ビル	東京都港区	株式会社	東武アール・エス・ビル株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.tokai-ars-bldg.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	東武ユニクス	東京都港区	株式会社	東武ユニクス株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.tokai-unix.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	東武東武不動産	東京都港区	株式会社	東武東武不動産株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.tokai-tokai-realty.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
賃貸	東武第一生命	東京都港区	株式会社	東武第一生命株式会社	東京都港区新橋2-1-1	TEL 03-5561-1111	www.tokai-dai-ichikyo.co.jp	1988	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

これは住宅セーフティネット制度概要の図でありますので見ていただきたいと思えます。我々はここに位置しています。

住宅セーフティネット制度とは

低所得者や高齢者、障がい者などの時に住宅の確保に配慮を要する方については、その属性に応じた適切な賃貸住宅が十分に供給されていないことや、入居が制限される場合があるなど、賃貸住宅の確保において様々な課題が生じていることを踏まえ、国は、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年制定）」（住宅セーフティネット法）を改正し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅等の空き室を利用した登録制度を柱とする「新たな住宅セーフティネット制度」を創設しました。市では、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給の促進に向け、関係団体や行政等が連携し、「新たな住宅セーフティネット制度」の推進を図るため、高法に基づき、令和2年5月に「いわき市賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

【新たな住宅セーフティネット制度の枠組み（3つの柱）】

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

<http://www.city.iwaki.jp/www/contents/1590134051387/index.html>
（いわき市ホームページより）

支援業務の範囲は、賃貸住宅への円滑な入居に関するサポートと情報提供や相談を行うことなどになっています。

居住支援法人

(1) 支援業務の対象
全ての住宅確保要配慮者

(2) 支援業務の範囲

- 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと
- 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談のその他の援助を行うこと
- 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

最後に、今後のことです。障がい者領域の人々については入居可能物件の確保が必要になってくると考えています。先日も連絡協議会を開きましたときに、障がい者団体の方から「障がい者の方が地域で暮すときに、屋内の床をフラットにするようなオールフラットの物件があるといいのですが」と。いざって、はって歩く方たちの物件に関する要望がでてきたりしました。

今後の課題は不動産業者の方たちとの連携が必要になってきますし、セーフティネット住宅との連携もこれからと思っています。空き家の活用もこれからさらに必要になってくると思います。

今後について

A:障がい者領域の人々

- ①入居可能物件の確保
 - ・障がい状態に対応した物件環境
 - ・不動産業者との連携
 - ・セーフティネット住宅との連携
 - ・空き家活用

- ②相談支援事業者、各種専門相談機関等との連携

- ③組織内の専門職相談(ソーシャルワーク機能)を重要視
 - ・初回面接およびアセスメント、個別支援の見立て

- ④市役所・福祉事務所(生活保護等)との連携

30

次に相談支援事業者、各種専門相談機関等との連携。ここが重要になってくると思います。例えば精神疾患のある方。さまざまな問題を抱える方たちの心理的なサポートも必要になってきます。

で、3番目に通じますがソーシャルワーク、専門相談を活用しながら初回の面接時にキチンと分析し、個別の支援計画を立てて、支援していくと。このアセスメントが日本の場合には弱いと見えています。ですから、専門職による相談アセスメントが出来るように—我々は内部に専門職がおります—専門職が無い場合には外部と連携し、情報収集をし、個別に応じたアセスメントをしていくことが重要になってくると思います。

例えば、令和4年(2022年)10月6日に札幌で貧困者の共同住宅で火事がありました。部屋の中にある18Lの灯油を廊下にまいて火を付けて、管理人と利用者さんが亡くなりました。北海道新聞10月7日に載っていました。そういうトラブル、生活上のトラブルは起きかねない。苛立ちやアンガー(怒り)の沸点が低い方も利用者として入って来る可能性があります。専門職相談とキチンとつながっていれば、上手く対応できるのではないかと思います。

北海道の灯油での放火殺人事件への対応として、個室にある灯油を外にタンクを設置するなどの対応が必要じゃないか。そのようなコメントが新聞にでていました。いろんな課題は生ずる可能性があります。アセスメントは重要になってきます。それから市役所、福祉事務所、生活保護、その他の関係部局との連携が必要になってきます。

出所者、ホームレス対応です。相談と支援を強化する。繰り返しになりますが、インテーク、初回面接と言いますが、初回面接の分析、アセスメント。例えば心理的なアプローチ、サポートが必要な方については心理的な専門職の方たちのサポートにつながるようしながら、個別の支援計画を立てながら支援していく。そのためには専門機関、専門関係とのチームアプローチをしていくことが重要になっていくと思います。そういう方たちが一定割合地域社会の中に存在するので、そこを理解しながら、どうやって地域で共に生活できるのか。つまり本人の尊厳を守りながら忠実かつ丁寧に、対人援助の専門職の方々と一緒に支援をしながら、つなぎながら、こころ掛けていくと。

それから民間の参入の方たちが入ってきている国土交通省の分野ですので「これは地域の課題を解決するための社会的事業、社会的企業として運営されているんだ」という意識を涵養していただきたいと思っています。

入居後の支援は退去の支援とか、死亡時の支援をおこなっています。死亡時の支援は後ほど詳しく話します。公証役場で公正証書を作っていたら、お亡くなりになった場合には「どのような所に埋葬してもらいたい」とか。「どういう費用で、どういう葬儀をおこなってもらいたい」とか。そういう考えをペーパーにまとめておいて、公証役場に行くかたちです。ただ、法務局でも遺言書を安く預かる仕組みも出てきているようで、その辺も今協議中です。

雑ばくではありますが、事務局長が作ってくれた資料を中心に進めさせていただきました。以上で私の説明は終了いたします、ありがとうございました。

B:出所者、ホームレス対応

①専門相談・支援力強化

②インテーク面接およびアセスメント、
・個別支援計画での
短期、中期、長期目標をご本人とともに検討実践

③専門機関・関係者等とのチームアプローチ支援

結論：ご本人の尊厳を守り、誠実かつ丁寧に、対人援助の専門職として支援をこころがける

民間組織参入者は「社会的企業」意識涵養をお願いしたい

31

(注)について

(注1)NPO地域福祉ネットワークいわきの法人概要および当該事業説明については、園部義博「本人の意思を尊重した身元保証等事業について」、「(「令和4年度第44回東北ブロック身体障害者施設研修会(WEB・オンデマンド)第2分科会講演」)、令和4年10月18日を参考に報告者作成。

ご清聴ありがとうございました。

お問合せ先は 鎌田宛：mariko@isu.ac.jp
または
NPO地域福祉ネットワークいわき
ogenkidesuka@coast.ocn.ne.jp

32

■ 講 師

神奈川県座間市 生活援護課 主査 武藤 清哉 氏

■ 演 題

「断らない相談支援」から居住支援へ
～困りごとがつくる支援のかたち～

発表 1



神奈川県座間市生活援護課の武藤と申します。よろしくお願ひします。神奈川県の座間市から今朝きまして、会場まで3時間ぐらいかかりました。お呼びいただきましたので座間市の紹介を少しさせていただきます。

東京から40kmぐらい、横浜から20kmぐらいに位置し神奈川県の真ん中ぐらいにある座間市です。4km四方ほどの小さな市になります。人口は13万人ぐらいを推移しています。図の黄色いところが座間市です。

神奈川県座間市

座間市は、東京から約40キロメートル、横浜から約20キロメートルで、神奈川県のほぼ中央に位置しています。面積は、17.57平方キロメートルで、東西5.3キロメートル、南北4キロメートルに広がります。

人口 132,182人
世帯数61,382世帯
※10月1日現在。



座間市の広報担当課にいましたので、座間市の紹介をさせていただきます。二つ特徴があります。大凧揚げ、13m四方の凧揚げを毎年5月の4日と5日にやっています。もう一つはひまわり畑が有名で、55万本のひまわりが夏に咲きます。3時間なので是非あそびに来てください。

福島県の中では須賀川市様と友好交流都市になっていますので、そこでもご縁があると思っております。座間市の紹介はこれぐらいにさせていただきます。

今日お呼びいただいたのは「住まいのこと」でお呼びいただいていた。自分は生活援護課で、生活困窮者自立支援制度というものに基づいた仕事をしていて、その中で住まいの支援にも携わっているの、今日お呼びいただいた流れになっております。

神奈川県座間市

大凧揚げ

江戸時代から続く伝統行事で、毎年5月4日・5日に13メートル四方の大凧を掲揚します。



ひまわり畑

毎年7月下旬から8月中旬にかけて、約55万本のヒマワリが咲き誇ります。



生活困窮者自立支援制度 としての居住支援

生活困窮者自立支援制度。名前が長くって難しいですが、概要は「生活保護になる前段階の方の、自立を支援するために仕事してください」と言われ仕事をしています。勘違いされる点は「生活保護の前なので生活保護にならないように止める仕事でしょう」と言われます。そういう訳ではなく、生活保護も生活援護課・自分たちの中では必要な制度で、必要な方には生活保護を利用してもらうので、生活保護を止めるために頑張っている訳ではありません。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法の概要

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、事業実施や給付、その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

生活保護の受給を防ぐ目的ではない。

「第2のセーフティネット」と言われる生活困窮者自立支援制度ができる前は、第1のセーフティネットで、病気になったら健康保険、高齢になったら年金とかで、生活ができるようにサポートしていたところです。しかしその網目から漏れてしまうので、生活保護制度で支援をしていました。この間に設けた網目が第2のセーフティネットで生活困窮者自立支援制度です。社会保障の網目から落ちてしまった方を、自立できるように支援していくのが仕事です。



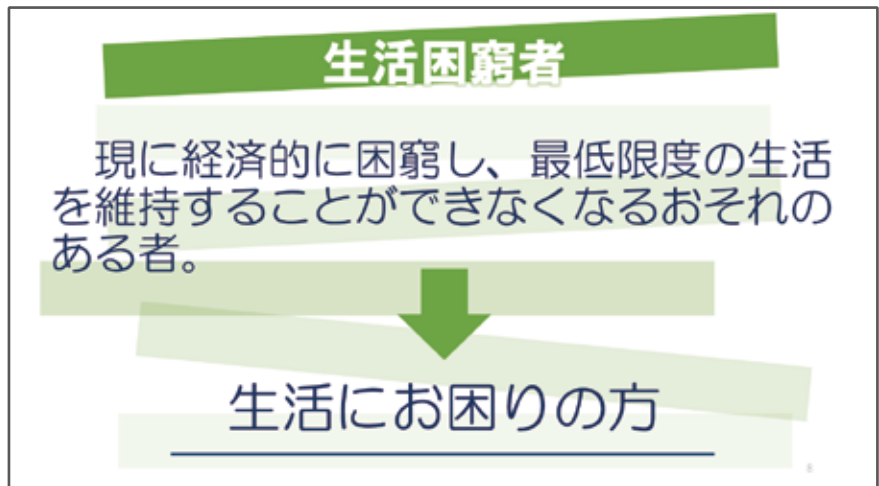
厚生労働省からも言われている事ですけど、住まいの事でも支援します。例えば、今ここでお金を貯めないと家を借りられないけど、パチンコをやっちゃう人が居ても「パチンコ絶対やめなさい」と指示するものではありません。その人の気持ちに寄り添いながら一伴走型の支援と書いてあります。ガードレールみたいに、その人を必ず正しい道に導いていくわけではなく、その方の考え方、生き方を支援しながら、自立を目指していきます。パチンコがもしかしたら生きがいになっていけば「この範囲の中でパチンコをやったら、住まい探しのために何か月後にはお金が貯まるから、少し我慢しよう」と。そういう話しをしながら支援に導いていったりするのが仕事になっています。

生活困窮者、生活援護課に来たときに「なんだろう…」と思っていたんです。生活困窮者自立支援法の中では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者」と定義づけられています。曖昧です、おそれがある人が対象なのです。わざと曖昧にしている。で、自治体によって捉え方違うんです。

座間市は「おそれがある…」ってことは「生活に困っている人は、みんな、その前に困る可能性がある」と捉えています。ですからお金の問題だけではなく、生活に困ることなので、住まいの問題もそうだし、引き籠りの問題だったり、仕事の問題だとか、全部生活に困っている。なんであ

れ相談してください、と。座間市のなかではそう捉えて仕事をしています。

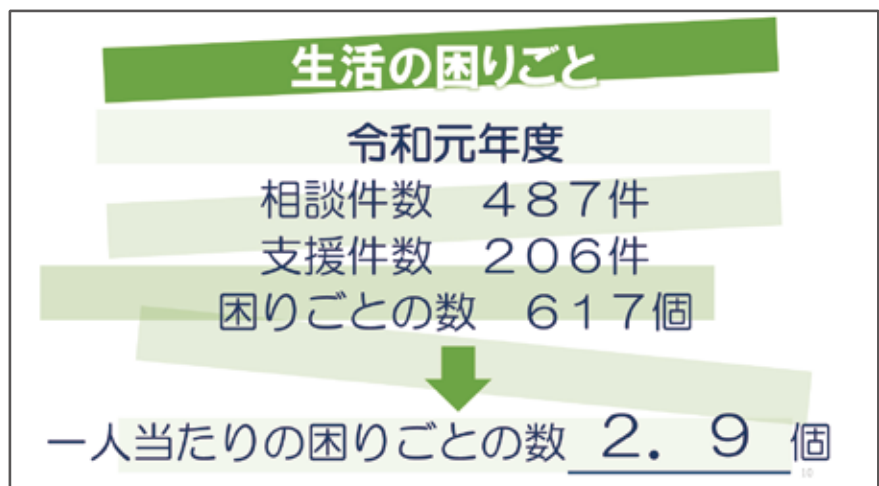
そのなかで住まいの相談があって、住まいの支援が始まってる、そういう流れになっています。



令和元年度に、座間市の生活援護課で相談を受けた中の困りごとの内訳です。小さくってこの図は見えにくいかもしれませんが。一番は、お金の相談が多いんです。8番目が住まいの相談で、色の濃いところ。住まいに関する相談はある程度件数があります。令和元年度には、集計もサボっているのがありますが…。この後、新型コロナの影響があり、お金の相談が集中的に増えました。ですから、今までの平均とズレた図が出て来ちゃっています。



実際に相談に来られた方は、500件以内。実際に支援したのが200件ちょっと。その内、困りごとが600件ちょっとあるんです。ということは、一人当たりの困りごとは座間市の集計だと2.9個。自殺対応の研修に行きますと「だいたい一人の困りごとは3つくらいある」と言われています。座間市の統計もだいたい全国平均と同じくらいです。「どの自治体で調べても同じくらいの数字になるんじゃないかな」と思っています。



ということは、住まいの相談に来た方は、住まいを探すだけではなくて、お金の事だったり、仕事の事だったり、だいたい3つぐらい困りごとがある。で、その一つの支援だけ考えるんじゃなくて、他の連携とか、その人が他にどんな困りごとが有るのか、気付くことが重要だと思っています。

生活の困りごと

生活の困りごとは、複合的で複雑な場合があり、一つの支援だけを用意することでは解決できません。

さまざまな支援が連携して解決方法を考えることが大切になります。

今日のタイトルにある「誰も断らない相談支援」です。最近、ジャーナリストから取材を受け、本が出たんです。こんな本があります。『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』興味のある方はアマゾンとかで買えると思います。自分の利益にはなりません生活困窮者自立支援制度をどういう風に進めてきたか、その処なんです。ベースが断らない相談支援というので進めてきました。それは座間市では特別な事ではなくて、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度のマニュアルに「断らない相談支援」とあります。座間市が特別にやっている事ではないんです。前任者が一平成27年に生活困窮者自立支援制度が始まって、座間市で始めるときに「どういう風に始めようか」と。

断らない相談支援

まず、相談のハードルを下げる。「何か困ったときに、ちゃんと相談に来てくれる環境を作ろう」ということでした。断らない相談支援を看板にして事業を始めました。切掛けは相談のハードル下げる。困った時にどこに相談したらいいのかわからない?そのときに「とりあえず市役所に相談に行けばいい」としてもらえるように始めたキャッチフレーズです。そうすると生活の困りごとが生活援護課に集まってきます。「断らないと大変でしょう」と言われるんですけど、今、生活援護課の市の職員は2人しか居ません。

自分たちの所に相談が集まってきます。自分たちでは解決できない、自分たちは色々なものを持ってないので、誰かに助けてもらうしかないんですね。

住まいの相談がきます。たとえば、70代の方が「高齢者で、なかなか家が見つからないんだけど」と相談にきたときに、自分たちは家貸してあげたり、調べることはできない。で、不動産屋さんに電話したり、地域でそういう方の支援してるNPOとかと共に支援していくしかありません。その中で何とか成ると。そこが社会資源として開拓されていきます。

協力的な不動産屋さんがいたり、支援してくれるNPOさんがいたりします。同じような方が相談にきたときに、連携を進めていくと連携は強化されていって、その中で実際のニーズが顕在化することになります。そのニーズに対して市の予算を入れたり、補助金を使って事業として進めてきました。こういった流れで、座間市では生活困窮者自立支援制度を進めてきました。



どんな連携ができたきたのか。それを示した図です。緑色のところが支援調整会議です。色が薄いので分かりにくいかもしれませんが。色が濃いところが事業委託で、市の予算を使って事業をやっているところ。他はいろいろな支援の仲間たちになっています。

支援調整会議との名称は聞きなれないかも知れませんが「座間市の生活困窮者自立支援制度をどういう風に進めていこうか」と、月に一回会議をやっていて、支援団体が集まって、方向性を話し合う会議です。青色部分が市役所内の連携です。包括的支援体制構築ワーキンググループ、これは後ほど説明いたします。市役所内で生活の困りごとを通じた連携を考える、ワーキンググループがあり、そのメンバーになっています。



薄茶色が庁外の所です。居住支援協議会が座間市で立ち上がっていて、そのメンバーになっています。居住支援協議会のメンバーで、高齢者住宅財団さんは立ち上げのときに支援してくださった国の団体なんです。保証会社を自分たちで立ち上げたりしている団体。かながわすまいまちづくり協会さんは、神奈川県居住支援協議会をやっている所です。全体的な進め方のアドバイスをくださる所です。

次に不動産の団体で、宅地建物取引業協会と全国不動産協会さんになります。空き家サポート協会さんはNPOとして、空き家の利活用を進められている所です。ホームネットさんは残置物整理などをやられている団体。この団体は支援調整会議にも入っています。薄緑色の足跡の会さんは死後事務をされている団体です。住まいに関してはこういうメンバーで、庁内と共に連携しながら住まいのサポートを進めています。

先ほどもお話しました「断らない相談支援」その目的です。一つは相談のハードルを下げて相談に来てもらう体制づくりが始まりです。先ほど話したように、自分たちの所に困りごとがたくさん集まってきます、第2のセーフティネットです。色々な自治体だったり、政府などの事業だったりして市民・国民が困らないように、いろいろな制度が出来ています。が、その網目から漏れてしまった人たちが自分の生活支援課に相談にきます。ですから、今起きている最新の困りごとが集まる場所にもなっています。

生活支援課・自分たちでは解決できないので、解決先を一緒に探していったり、助けてもらうことで、資源の開拓だったり連携につながります。それを事業化し、市の問題・自治体の問題としていく、その切掛けにもなっていきます。

「断らないと大変でしょう」と言われているんですが、ここまで出来上がると、自分たちで全部抱えなくてよくなります。ですから生活支援課・自分たちの経験もつながっていきます。「断らない相談」は自分たちのベースになっているとも思っています。

断らない相談支援

- 相談へのハードルを下げる
- 最新の困りごとへの気づき
- 地域資源の開拓と連携（地域づくり）
- 支援の事業化
- 支援員の負担軽減

座間市の生活困窮者 自立相談支援

実際に、座間市の生活困窮者自立支援はどのような事をやっているのか、です。国から「生活困窮者自立支援はこういう風にやってください」と言われ、その必須事業は「どの自治体も必ずやってください」と言われているものです。任意事業は「なるべくやってください」と言われているものです。

座間市がやっているのは、どこの自治体もやっている相談窓口と仕事の相談と家賃の給付金。その他に、就労準備支援は働く自信があまりない方、離職してから間があいてしまったり、引き籠り

だったりする方の就労に関する支援。一時生活支援がシェルターの提供と住まい探しの支援。お金にまつわる支援と子供の支援。アウトリーチ支援は、引き籠りの方は市役所になかなか相談に来れない。そういう方を支援につなげるための支援です。

精神保健福祉士さんが支援として一緒に入ってくれます。アウトリーチで家に居て、無理やり引き籠りを外に出すのをアウトリーチというんです。

けれど、座間市は無理やり外に引き出すことはせず、親ごさんと相談しながら、本人との接点を築いていって、そこから支援につなげていく。そのところをアウトリーチ支援としています。ひきこもりサポート事業はひきこもりの居場所の開設をしています。

絵を細かく書いてしまいました。張り切って資料が30頁すぎちゃったので、口頭で説明したようなことが書いてあるのでご覧ください。

座間市の生活困窮者自立相談支援

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立相談支援事業（自立サポート相談） ● 就労支援 ● 住居確保給付金
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労準備支援事業 ● 一時生活支援事業 ● 家計改善支援事業 ● 子どもの学習・生活支援事業 ● アウトリーチ支援事業 ● ひきこもりサポート事業

座間市の生活困窮者自立相談支援

◆ **自立サポート相談**
相談を受け付け、支援の計画を立てます。また、各事業や関係機関と支援の調整をします。

◆ **就労支援**
相談者の状況に合わせて仕事探しを支援します。

座間市の生活困窮者自立相談支援

◆ **住居確保給付金**
離職や減収のために家賃の支払いなど住居の確保にお困りの方へ給付金を支給し、就労を支援します。
座間市の場合は、単身世帯41,000円、二人世帯49,000円、三人世帯53,000円が支給上限となっており、収入・資産要件などがあります。

座間市の概要です。先ほど話した就労自立支援、お金の支援や子供の支援。アウトリーチ支援事業、ひきこもりサポート事業です。

座間市の生活困窮者自立相談支援

◆就労準備支援事業

就労経験のない方や離職から長期経過した方へ実習などを通じて就労への自信をつけてもらいます。

◆一時生活支援事業

住まいを失った方へシェルターの提供（一時生活支援）と協力不動産店の開拓や物件情報の提供など（地域居住支援）を行います。

座間市の生活困窮者自立相談支援

◆家計改善支援事業

家計表の作成や税・料金の支払相談、債務整理、貸付・給付・減免制度の案内を行います。

◆子どもの学習・生活支援事業

学習の遅れが将来の生活困窮へつながらないように学習・生活の居場所づくりを支援します。

21

座間市の生活困窮者自立相談支援

◆アウトリーチ支援事業

相談につながっていない方への支援として、精神保健福祉士が関係者へのアドバイスや当事者への訪問などを行います。

◆ひきこもりサポート事業

ひきこもり状態にある方へ居場所の提供や当事者や関係者向けセミナー、サロンの開催などを行います。

22

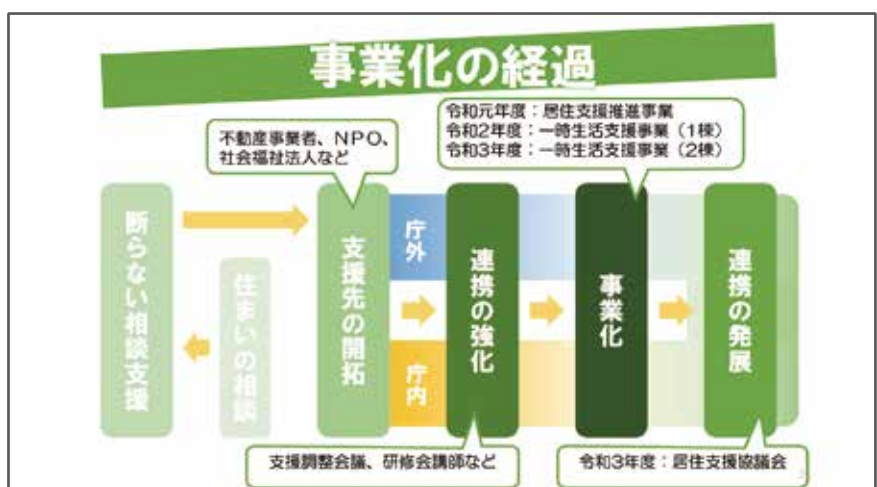
一人の困りごととはだいたい3つという話しをしました。住まいの困りごとでも「住まいの支援につないでお仕舞と…」という訳じゃなくて、その中では、住まい確保するためにはお金も要るので、住まいを確保するためには「初期費用を幾らためないと、借りられないのか」と。貯めるためにはどういうプランで貯めていくのか、毎月どれくらい貯めていくのか、希望の住まいのためだったら、どれくらいの収入が必要なのか、じゃあ仕事どういう風に変えていくのか、増やしていくのとか…。いろいろな事を複合的に考えなければいけないので、何か一つだけで解決する事って、なかなかできません。

「事業やっているから、どこかに任せてお仕舞」ってわけじゃない。その中で生活支援課が相談の中に一緒に入って、調整をしていく。住まいの相談をしていくときに、関係改善支援と一緒に、プランを立てたり。困りごとを一つに対していろいろなメンバーが入りながら、支援していく。それが大切なのかなと思っています。

ここからが本題の居住支援です。断らない相談支援もベースになっています。断らない相談支援があるので、住まいの相談は生活支援課・自分たちの方に、なかなか良いのが見つからないとか。障がいがあってなかなか家が見つからない、と相談が入ってきます。その中で自分たちでは解決できないので、不動産屋さんとかに、社会福祉協議会さん、法人さんに助けてもらいながら、支援をしていく。その中で連携が評価されてきます。

「実際の連携の強化ってなに」と言いますと、支援調整会議、座間市全体の支援を考えるメンバーのなかに入ってもらったり、住まいを考える研修を開いて、その時に支援してもらったりとか、実際に連携を深めていきました。

実際にそれを事業化してきたのが一後でも説明します。令和元年度には居住支援推進事業。令和2年に一時生活支援事業。これも今、継続してきています。「これをベースにしながら、もっと事業を展開できないかな…」というところで居住支援協議会の必要性ですね。「自分たちの所だけで住まいを考えるのではなくて、不動産屋さんとか民間にも協力してもらわないと、住まいの問題って解決できないよね」と。そういうところで事業を展開しながら、関係を築いてきたので「居住支援協議会の設立が必要だな」となり、設立に至っています。



庁内連携

庁内連携。市役所のなかではどういう風に連携しているのか。先ほど言った包括的支援体制構築ワーキンググループを立ち上げています。平成29年に最初は行政改革推進委員会の専門部会として発足しました。このときは行政改革推進委員会で一市役所の中で一委員長が副市長でした。副市長名で、生活の困りごとを通じた市役所全体の連携体制の構築体制について話し合いがありました。令和年度からワーキンググループになりました。今はボトムアップで庁内の連携を考える組織になっています。

先ほど言いました、生活困窮者の支援を通じた庁内連携の構築を図ると一資料をお配りしています一生活困窮者は生活に困りごとを抱えている人の支援を通じて、市役所内の連携を図りましょう、ということです。

生活に困って市役所に来ている人は、みなさん生活に困っている人です。だから福祉だけの話ではなくって「税金が払えない」と言ってきている人もいます。個人情報なので言えないんですが、例えば農政課でのことです。農業の鳥獣管理、動物とか害獣とかの管理している部署があります。そこに「自分をずっと追いかけてくる鳥がいるので、撃ち殺してくれ」と相談に来ます。農政課では「そんな事は出来ない」と言って、一度、突き返したんです。メンバーの中の他の課へ「安全防災の観点から鳥をやっつけてくれ」と話しがあり、「ちょっと、おかしい」と思って生活援護課につないで。やはり医療が必要だったりしました。で、そこから医療につながって本人の不安の元を解消。生活援護課に相談に来たときは、眠れてもいないし、食事もしてなくて「車で二つぐらい先まで逃げても、追いかけてくる」という話もあったのです。本人が安心できるように、ケアして。今は仕事もして、自立しているわけです。

どこにどんな相談がくるのか分からないので、生活の困りごとをまず気付いて、適切な部署につなぐような「市役所内での連携体制を作ろうぜ」と。それを話し合うワーキンググループになっています。

包括的支援体制構築ワーキンググループ

「生活の困りごと」を福祉だけの問題と捉えず、市役所全体で市民の困りごとに「きづき」、適切な支援へ「つなぐ」ための連携体制構築を検討しています。

平成29年度に行政改革推進委員会の包括的支援体制構築専門部会として発足し、令和2年度の同部会終了に伴い、包括的支援体制構築ワーキンググループへ移行しました。

実際どんなことをしているか、その仕組みを考えるんです。一つは、つなぐシート。相談に来た内容をつなぐシートです。自分の困りごとを話すのってネガティブな話なので、ストレスになります。それをちゃんと聞き取って次の部署にちゃんと伝える。シートは資料でお配りしています。

今までタライ回しになっていたのを、ちゃんと話を聞いて、次の部署に本人と一緒にシートを持って「今こんな相談に来ている、こういうところが問題だと思うから、話し聞いてください」と。そのためのシートになっています。ですから、市民の相談負担の低減が目的なんです。裏の目的は、このシートを使うためには他の部署が何をやっているのか分からないので使えないです。だから、このシートを作って、使うことによって他の部署がどんなことをしているのか、興味を持って知ってもらう。その切掛けになる仕組み。職員側としては職員力の向上を目的とした資料となっています。実際はシートはあまり使わないです(笑)相談を聞いて、またそれを紙に写すのは事務負担になります。今、本年度は電子化できないかなと検討している段階にきています。


シート使うことが目的になっちゃうと、本末転倒になります。ちゃんと話を聞いて次の部署につなげるのはシートを使わなくて、いい運用になっています。シートを書かないで生活援護課に連れてきてくれて「今こんな相談を受けているから、ここの部分の話を聴いて」と言うてる職員が増えてきました。次のフェーズに移ったかと思っています。

もう一つは相談チャートです。この図も資料にお付けしました。先ほどの鳥の話もそうです、まず気付かないと、つなぐことができない。困りごとが見えないと素通りしちゃうので、気付くためにどういう風にしたらいいのか。これもワーキンググループの中で作りました。福祉の職員ではなくって、一般の職員が皆で話をして作成しました。自殺対策はがベースになっています。「一般職員だと、こういう事なかなか気付かないよね」ということで、そういう目線で作ったものです。

もの作りを通じて職員同士、お互いの理解が深まったりする。庁内連携の意識が高まっていきます。このワーキンググループの中ではそのことを感じています。

作ったものは相談チャート、つなぐシートなんです。他に全庁的な研修として、包括的支援体制、「生活に困った人を市役所全体で支援しようね」という考え方のところに関して、理解を深めてもらうための研修をおこなったりしています。

包括的支援体制構築ワーキンググループ



つなぐシート

複数部署がかかわる困りごとを支援する場合に使用します。

たらい回しの回避や相談負担の軽減、職員力の向上を目的としています。

包括的支援体制構築ワーキンググループ



相談チャート

市民の困りごとへ気付くための図です。

各部署および新規採用職員へ配布しています。

包括的支援体制の構築、ワーキンググループの話が長くなってしまいました。ワーキンググループに都市部局も入っています。都市部局市営住宅の中身で、生活の困りごとを抱えていて、どう対処したらいいか分らなかった、それが、ワーキンググループの中で意見交換ができるようになりました。例えば、生活援護課のホームレスの問題と関わったことで、市営住宅を一解雇の理由が付いてしまいますが一住居を失ったときに一時的に提供するというのを始めてくれました。

離職退去者の市営住宅の使用

令和2年度から建築住宅課が実施している事業です。

解雇などの理由で住まいを失った（失う恐れのある）方へ、市営住宅を一時的に提供します。

同事業の利用に当たっては、生活援護課の相談支援が窓口となっています。

この時、必ず生活援護課にちゃんと相談につながっています。「一時的な居所を利用しながら自立をどう考えているのか、それを連携してやっていこうね」と。その事業は都市部局から立ち上げてくれるような関係性もできました。

庁外連携

市役所外との連携です。地域ネットワーク研修事業は、生活困窮者自立支援制度の中で「地域の支援のネットワークを構築するための研修をやってください」という事業で、それを活用して不動産関係者と福祉関係者の連携の事について考えることができる、その研修会をやっています。そのときに連携の強化で支援をしてくれる不動産屋さん、支援のNPOさんに講師になってもらって、研修を実施しました。

この研修のなかで、自分たちも気付いたのは、支援してもらおう方がこうして欲しい

ではなくって、不動産屋さんは大家さんから物件を預かっているので「その物件の安全確保をしてくれるんだったら、こういうのができるんだけど…」と。そのような不動産関係の意見を聴けたのは重要でした。この研修を通じて居住支援協議会の、不動産関係者の目線を入れた住まいの支援の必要性を、研修を通じて自分たちも考えるようになりました。

地域ネットワーク研修

- ◆人と地域を“つなぐ”居住支援（平成29年度）
- ◆空室対策として“居住支援”をビジネスチャンスに（令和元年度中止）

不動産・福祉関係者を対象に、居住支援団体や民間事業所などを講師に招いて、講演や報告、制度説明などを実施しました。

支援目線だけでなく物件保全目線の重要性

事業

先ほどの居住支援推進事業を令和元年度に、NPO法人連携のなかで支援して頂いたワンエイドさんと、事業を始めました。どんな事業かと言いますと、住まいに関する相談、物件の情報提供、契約支援、さらに協力不動産の開拓。それがこの事業に埋め込んでいます。一番は住まい探して助ける。「不動産屋さんと連携し、物件の情報を集めてください」というのがこの事業になります。

次の年から、この事業をもう少し展開させた一時生活支援事業は、今までの地域居住支援推進事業—住まい探しの事業と住まいを失った方も日用品とか生活仕様の提供と、いわゆるシェルターの事業二つ。住まい探しとシェルターの提供と二つの事業を展開してきました。

居住支援推進事業

令和元年7月から2年3月まで、特定非営利活動法人ワンエイドへ委託して実施しました。

住まいに関する相談対応、物件情報の収集・提供、住宅困窮者への生活支援、居住支援サービスの情報提供・開拓を行います。

一時生活支援事業

令和2年度から特定非営利活動法人ワンエイドへ委託して実施しています。

住まいを失った方へ宿泊場所・食事・日用品などの提供して自立を支援する他、住まい探しでお困りの方への相談対応、物件情報の収集・提供、住宅困窮者への生活支援、居住支援サービスの情報提供・開拓を行います。

シェルターはホームレスの方のためのものです。「どんなのか」と言いますと普通のアパートの1室、2部屋分あります。原則3ヶ月の利用です。最長6ヶ月提供するのがシェルターの事業です。住まいの提供と食事、1日2食と、1食分の食材。衣類と日用品など必要な物を提供します。

研修をしたときに「3ヶ月しか貸さないのは何で」と聞かれました。原則3ヶ月ですけれど、3ヶ月の間にシェルターに入ってお仕舞じゃなくて、3ヶ月の中で自分たちが支援計画を立てて、3ヶ月の間に幾ら貯めて、どういう場所に転居するのか。そのためにはどういう仕事が必要なのか。それらを考えるための3ヶ月です。その準備をするための3ヶ月になっています。

実績は、令和2年度は1棟19件。令和3年度は2棟18件の利用があります。ホームレスでも、病気で働けない、怪我をして働けないとか、そういう方を無理やりシェルターに入れて、仕事を見つけて自立させるといことはしません。支援が必要な方を生活保護の制度につないで、ちゃんと生活できるように支援していきます。

それ以外のホームレスってどんな人かという。インターネットカフェとかで生活している人。実際、毎月30万ぐらい収入があるけれど、家賃を滞納したりして契約ができなくなっちゃっている方。しょうがなくインターネットカフェで生活している。インターネットカフェ代と、風呂が無いからスーパー銭湯代と、物を入れるためのコインロッカー代とかで30万円ぐらい、毎月使っちゃってしまっている。その繰り返しでずっと居所が設定できない方がいらっしゃいます。そういう方はシェルターを利用して、お金を貯めて居所の設定をするのを支援します。

他に、DVで逃げたいんだけど子供の生活環境が変わる、学校が変わるのは子供に障害があったりして、特定の事情で環境を変えられない。そのときにシェルターを利用しながら、安全の確保をして、次の居所設定をする。

それから、寮付の仕事をしている人は、コロナの影響が大きかったです。仕事を失うと同時に住まいも失ってしまう。「貯金はけっこう有るけど、今日、寝泊りするところが無い」と。そういう方にシェルターを利用して居所の設定を支援したりしています。

一時生活支援事業

◆施設（シェルター）

借上型賃貸物件2棟（1ルーム）

原則3カ月（最大6カ月）

◆支援内容

食事（1日に弁当2食、食材1食）、衣類、日用品などの提供

一時生活支援の利用者

◆利用件数

令和2年度（1棟）19件、3年度（2棟）18件

◆利用者像

就労収入がある方

インターネットカフェで生活している。

暴力から逃げたいが生活環境を変えられない。

貯蓄がある方

離職して社員寮を退去した。

相談の実績はこの通りです。市役所に来た件数だけでなく、NPOさんに来た件数も書いてあります。市役所に、これだけの件数が来ているわけはありません。ワンエイドさんと市役所を通じたものを含めて759件の相談があって、148件の成約があったことになります。



居住支援協議会の話になります。令和元年度に、国土交通省の設立支援で居住支援伴走プロジェクトを利用して、居住支援協議会を立ち上げの支援をしてもらいました。そのときにやったのは都市部局と福祉部局、都市部局は都市向けの職員さんの交流。

都市の専門職がいて福祉の専門職がいても、お互いなかなか理解し合っていません。自分がこの部署にきたときに「ケースワークって何だ」と思ったんです。たぶん都市部局の人も「ケースワーク」と言われても分かりません。

精神疾患と言うと、急に暴れて物を壊す人と思うかも知れません。「精神疾患の人いろんな状態があるんだよ…」というのを知ってもらおう。都市部局で市営住宅を貸すときに「どういうリスクが有るのか」それは生活援護課の自分たちは知らない。そういうところの共通認識を持つために、共通言語と、相互理解のための研修会をやってまいりました。

居住支援伴走プロジェクト

令和元年度に、国土交通省の居住支援協議会設立支援を受け、同協会設立の準備を行いました。

勉強会や意見交換会を通じて、都市部局と福祉部局、一般部局の関係構築と共通理解を行いました。

共通言語と相互理解の必要性

昨年の6月に居住支援協議会を立ち上げました。資料をお配りしているので、協議会メンバーをご覧いただけると思っています。その立ち上げの切掛は、研修とか市内の勉強会とかの中で、自分たちは「障がいだったり、高齢者だったり、お金が無い人に住まいを貸してあげてよ」と言う立場なんです。「貸す方がどんなことを思っているのか、知らない」と貸せない理由は何なのか、生活援護課の自分たちが分からない。一番は貸す側と支援側の意見交換だったり、事例検討してどんな問題があるのかを研修なども行っています。

居住支援協議会

令和3年6月に市内関係部局、不動産団体、居住支援団体、残置物整理支援団体、空き家対策支援団体など10団体、10部署で設立しました。

高齢や障がい、低所得など、さまざまな理由で住まい探しにお困りの方の入居の支援や物件の安全確保、物件情報の提供などについて、意見交換、事例検討、研修会などを行っています。

住まいの支援

住まいの支援の考え方は、住居の確保だけを考えるのではなくて一生活の困りごと、一人3つくらいあるよという話をしていた—どんな支援が出来るのか。それを整理して、お金の事だったり、家族の事とか、健康の事とか、生活を総合的に考える。そうしないと住まいの支援ってできないですよ、と。自分たちは思っています。

福祉側からすると「何で貸してくれないんだ」となってしまう。貸す側はどんなことを不安に思っているのか。その点も相互理解をしないと溝は埋まらないと思っています。

住まいの支援

住まいの支援は、住居の確保だけを考えるのではなく、金銭管理や仕事、家族関係、健康問題など、生活全般を考えることが重要です。

また、借りる側と貸す側の困りごとの溝を埋めるため、行政と住宅関係者、支援団体が顔の見える関係を築くことが大切です。

今年度の10月に第2回の居住支援協議会がありました。今、昨年度立ち上げて、「協力不動産店というのを居住支援協議会で定義しよう」となりました。「今年度どういものを協力不動産店にしようか」という話し合いをしているんです。普通に考えると「障がいがある人も貸してくれる、高齢者にも貸してくれる」そういう対応を協力不動産店と定義してホームページで公開したらどうかとなりますが。それでは、不動産屋さんからすると「高齢者にチェックしていなかったら、高齢者に冷たい不動産屋さんと思われちゃう」という意見が出たりします。

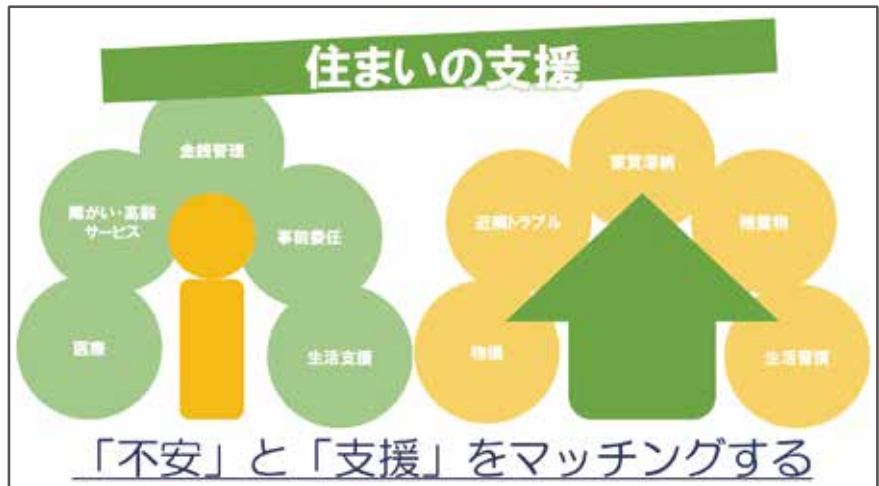
今は自分たちで話が進んでいる途中なんです。協力不動産店は、借りにくい人に貸してくれる不動産店じゃなくって、不動産向けに研修をしていて、住まいの事で自分が貸している物件で困っている人がいたり、相談に来たけど「この問題が解決できなくて、貸せない」そのときに、そこで断ってしまうだけじゃなくって、どこに相談できるか分っている不動産店。研修を受けて、障がいのある人が借りにきて「どんな風にこの人を支援していくのか…」分らないときには市役所にその相談が出来る。「こういうサービス付けたら貸せるかも…」と。

「そういう知識を持っている不動産屋さんを協力不動産店にしたらどうかな…」という意見が不動産屋さんの方から出ました。「それはいい意見だな」と思ったので、今回はそういう方向に進むでしょう。「研修を受けたら、住まい支援マイスター不動産屋さんみたいな形で、協力不動産店にしていったらどうかな…」という意見が出ています。

住まいの支援のなかで大事なこと。不動産屋さんとの関係では、不動産屋さんの不安、貸す側の不安を、行政とかNPOとか支援団体が出来るサービスをちゃんとマッチングしていく。その事が居住支援協議会のなかでは大切なことと思っています。

今日の資料を作っているときに質問をいただいて「居住支援協議会って相談窓口ってないのですか」と聞かれました。座間市では相談窓口は作っていないです。座間市の考え方からすると、

包括支援体制構築ワーキンググループと同じように、どこに相談しても、ちゃんと困りごと一住まいの困りごとだったら本人が住まいで困っているかよくわからないので一窓口がそれに気付いて支援につなぐ体制を整えられる。そのことが相談のありかたと思っています。座間市には一つ相談窓口があるわけではありません。うちは居住支援推進協議会、生活支援事業を持っているので生活援護課に相談する人多いのですが、市役所でも、不動産屋さんでも、どこに相談しても適切なところに支援がつながる。住まいの事もつながる状態がいいと思っています。以上になります。



参考資料

資料 1

自立サポート相談

断らない相談支援

市では、日々の生活にお困りの方を支援するために相談を受け付けています。

経済的な困りごとだけでなく、仕事のこと、家族のこと、住まいのことなど、さまざまな困りごとの解決に必要なものを相談支援員と一緒に考えます。

一人で悩まず、気軽に相談してください。

相談日 いつでも

相談場所 市役所 1階生活支援課

費用 無料

申込方法 電話、ファクスまたは直接問い合わせ先へ

問い合わせ先 生活支援課自立サポート担当
TEL046-252-8566 FAX046-252-7043

しえんほうほう 支援方法

相談支援員が話を聴き、その人の状況に合わせた支援と一緒に考えます。安定した生活に向けて支援を続けます。

- 自立相談支援** 安定した生活に必要な支援を考えます。
- 就労支援** 仕事探しを支援します。
- 就労準備支援** 働くための支援をします。
- 家計改善支援** お金に関する支援をします。
- 居住支援** 住まいに関する支援をします。
- 住居確保給付金** 仕事でお困りの方の家費を支援します。
- アウトリーチ支援** 相談に来られない方へ支援を届けます。
- 子どもの学習支援** 子どもの学びを支援します。

資料 1

資料 2

鹿岡市居住支援協議会会則

(名称)

第1条 この会は、鹿岡市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、外国籍の者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に 필요한措置について協議することにより、鹿岡市における市民の暮らしを豊かにし、豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の協議等を行う。

- ①住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- ②住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- ③既存の住宅資源を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進に関すること。
- ④その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 会員として加入を希望する個人又は団体は、第7条において規定する会長に加入を申込み、会長の承認を得なければならない。
- 3 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、鹿岡市に置く。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長が必要と認めたる場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合、開催することができる。
- 3 本会には、個別の事項を検討、協議するための部会を置くことができる。
- 4 部会の設置については、会議において定める。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(役員の種類及び選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。

3 その他の役員は、会議で選任する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会費を徴集し総会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の任期期間とする。

2 役員は再任されることできる。

(協力不動産店)

第10条 本会と協働する意欲があると会長が認める不動産店を協力不動産店とする。

(秘密の保持)

第11条 会員および協力不動産店は、本会の事業の実施に際して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年6月1日から施行する。

1
2

資料 2

38

別表

会 員（五十音順）	
一般財団法人	高齢者住宅財団
公益社団法人	神奈川黒毛地建物取引業協会相模南支部
公益社団法人	かながわ住まいまちづくり協会
公益社団法人	全日本不動産協会神奈川県本部さがみ支部
座間市	（市民協働課、広聴人権課、介護保険課、福祉長寿課、障がい福祉課、生活援護課、子ども政策課、子ども育成課、都市計画課、建築住宅課）
座間市障がい児者基幹相談支援センター	
社会福祉法人	座間市社会福祉協議会
社会福祉法人	足跡の会
特定非営利活動法人	神奈川黒空き家サポート協会
特定非営利活動法人	ワンエイド
ホームネット	株式会社

資料 2

資料 3

座間市包括的支援体制構築ワーキンググループ設置運営要綱

別表（第3条関係）

- （趣旨）
- 第1条 この要綱は、生活困窮者等が抱える複合的で多様な課題を庁内各課が連携して解決するための包括的な相談支援体制構築を図るため、座間市包括的支援体制構築ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。
- （検討事項）
- 第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について検討する。
- （1） 複合的な課題を抱える市民に対して、庁内の連携を図り、全ての人が生きることと希望を待てるよう生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備すること
 - （2） 市民からの相談に対しての庁内ルールや、連絡体制の検討を行うこと
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する課題を解決するために必要と認められること
- （組織）
- 第3条 ワーキンググループは別表に掲げる部署から選任された者をもって構成する。（グループ長及び副グループ長）
- 第4条 グループ長1人及び副グループ長1人を置き、構成員の互選により定める。
- 1 グループ長は、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
 - 2 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- （会議）
- 第5条 ワーキンググループの会議（以下「会議」という。）は、グループ長が必要に応じて招集し、グループ長が会議の議長となる。
- 1 グループ長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- （事務局）
- 第6条 ワーキンググループの事務局は、生活困窮者自立相談支援事業主管部署に置く。
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、グループ長が会議で決める。

危機管理課
企画政策課
収納課
課務課
広聴人権課
庶工観光課
健康づくり課
国民年金課
介護保険課
福祉長寿課
障がい福祉課
生活援護課
子ども政策課
青少年課
建築住宅課
学校教育課
教育研究科
経営統括課

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料 3



つなぐシート

資料 4

初回相談受付日	年 月 日	受付者	所属
			氏名

■基本情報（本枠内必須）

相談支援に当たり、相談内容を必要となる関係機関（書）と共有することになります。なお、同意が得られては、右側の「個人情報取扱の取扱いについて」について説明を要しました。

フリガナ 氏 名	性 別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）	生年月日
住所	〒	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日（ 歳）	
電話番号	自宅	---	携帯
---	---	---	---

フリガナ 氏 名	相談者との関係	<input type="checkbox"/> 家族（本人との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
電話	---	---

■家族構成

氏 名	職 別	生年月日	勤務先・学校名
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	
	昭和 平成 令和 西暦	年 月 日 歳	

■担当者記入欄

相談内容に○をつけてください（複数可、優先度の高いものは◎）。

病気や障害、障がい	住まい	収入・生活費
家賃やローンの支払い	税金や公共料金の支払い、債務	生活全般
仕事探し、就職	仕事上の不安やトラブル	地域との関係
家族との関係、子どもからの暴力	子育て	介護
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べられない

特記事項
(今回の対応)

担当者の継続連絡 有・無

相談が必要と思われる部署

以下、次の所属が記載

所属	紹介先の担当	同行 有・無
相談（予約）日時	月 日 時 分	

(今回の対応)

担当者の継続連絡 有・無

更につなぐ場合は下段へ

以下、次の所属が記載

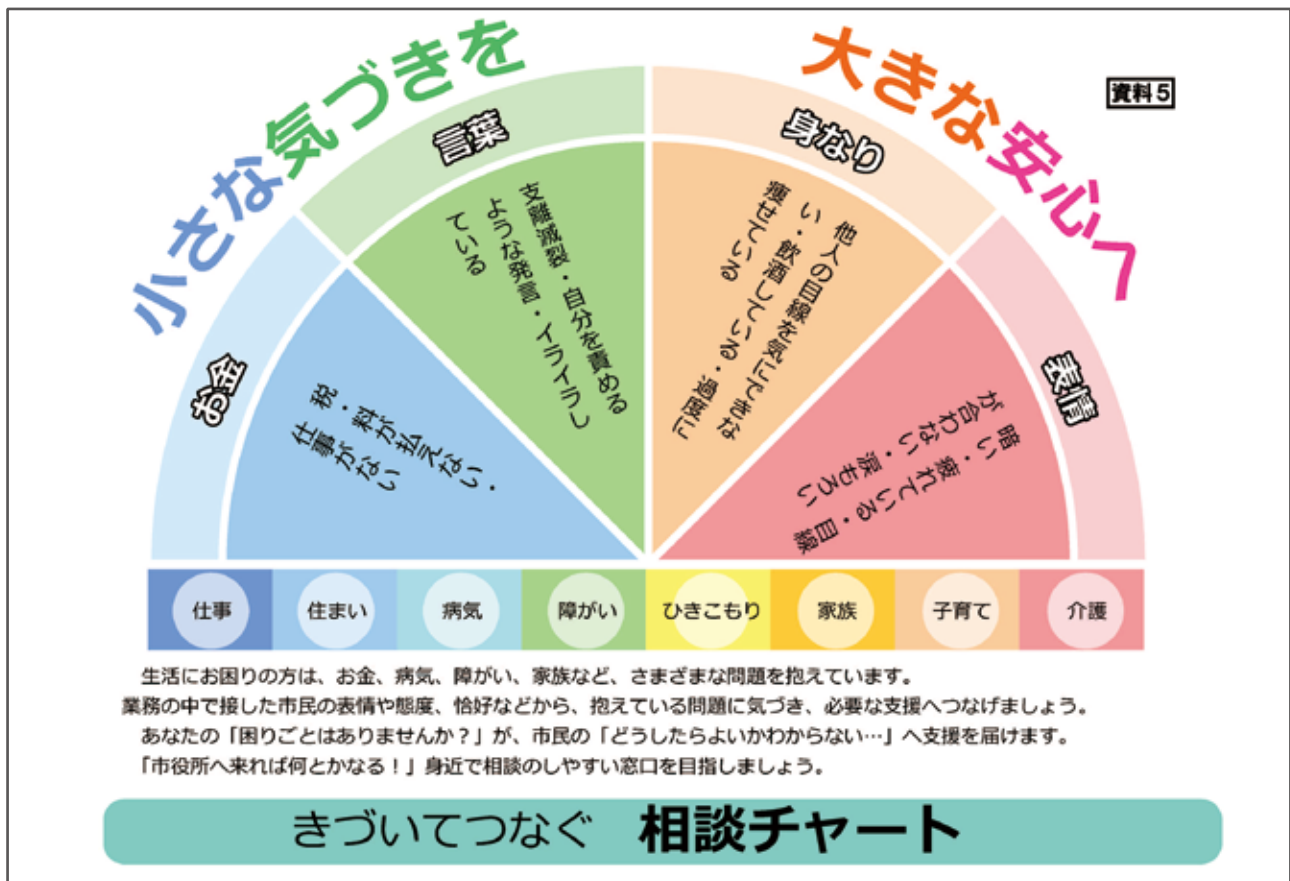
所属	紹介先の担当	同行 有・無
相談（予約）日時	月 日 時 分	

(今回の対応)

担当者の継続連絡 有・無

更につなぐ場合はコピーを利用

資料 4



資料 5

■ 講 師

福島県郡山市 こども家庭支援課 主事 早坂 透 氏

■ 演 題

ひとり親世帯に明かりを灯す家賃負担の低減
～セーフティネット住宅への家賃等低廉化事業～

講演録

ご紹介いただきました郡山市のこども家庭支援課の早坂ともうします。本日はよろしくお願いいたします。

最初にタイトルの由来についてお話ししたいと思います。今回の企画をしていただいている県居住支援協議会の古河事務局長に付けていただいた仮タイトルです。素敵なタイトルをいただいたので、そのまま使わせていただきました。本当に素敵なタイトルです。

実は私はあるお母さんから相談を受けていまして「本当にお金が無くって、今住んでいる古いアパートから引っ越すに引っ越せない。私は死ぬまで住み続けるしかない、そう思っていた」と。そういう話がありまして「人生お先真っ暗です」という話です。「ネットで見つけて、セーフティネットの制度が使えたら引っ越しをして、子供たちに綺麗で広いお部屋で生活させたい」と、そういう話があったんですね。

まだ制度が始まったばかりで、ご案内できる登録住宅がなかったんです。そういった事情の相談で「希望の物件が登録されるように頑張っていきたいと思います」とお話しさせていただきました。「それだけでも少し明るい陽がさした…」と、そんなような話をさせていただきました。「そういう風に市の人に頑張ってもらっていると分ったので、希望が持てました」と、話をいただきました。

今、ひとり親世帯に明かりを灯す光は本当に豆電球みたいな状況ですけど、これから頑張っていきたいと、思っただけで始まったところだったので。「ひとり親世帯に明かりを灯す家賃負担の低減」というタイトルに名前負けしないように、頑張っただけで事業を進めていきたいと考えているところです。

令和4年11月10日(木)
令和4年度第1回福祉・住宅連携会議ひとり親世帯に明かりを灯す
家賃負担の低減

～セーフティネット住宅への家賃等低廉化事業～

郡山市こども家庭支援課
早坂 透

今日の内容です。大きく分けて4本立てです。ニーズの調査、予算化、制度設計、今年度の事業開始。主に後半に重点をおいて説明をしていき、前半は少し流しながら説明していきたいと思います。

本日の内容

1. ニーズ調査
2. 予算化
3. 制度設計
4. 事業開始

2

本日の目標です。大きく分けて3つのグループに分類されるということを聞きましたので、説明資料を作るときに、このことを心掛けました。

会場は行政の方が多いと聞いています。このセーフティネット制度はそれぞれの自治体さんにとって有用な制度だと思います。セーフティネット制度の導入の可能性、それぞれの各自治体さんで「これは出来るのか?」ということです。やるとしたらこんな感じになるなど、少しでもイメージでき、役に立つような情報を提供できたらいいなと考えています。

本日の目標

- 行政関係者のみなさま**
 - 住宅セーフティネット制度の導入可能性について検討するための材料(情報)を提供したい
- 民間支援団体のみなさま**
 - 行政を動かす際の参考にさせていただきたい
- 不動産事業者のみなさま**
 - セーフティネット住宅の登録に前向きになっていただきたい

3

民間からは福祉団体さんとか、支援団体の皆様がいらっしやるとお聞きしました。行政が動くとき、郡山市は動くにあたりどのような背景があつて、実際にどうやって動いていったのか。そういったところが伝わるといいなと思います。不動産事業者のみなさんには登録—先ほど座間市の武藤さんからもお話しありました—貸す側ですね。事業者様に使っていただかないと始まらない制度ですけど、動画サイトではありませんけれど「何とか登録お願いします」と、お願いしたいところです(笑)。

郡山市の事例です。今回発表させていただきます。我々の部署は、こども家庭支援課というところです。私が所属するのは、ひとり親家庭の支援を担当する部署になっております。特徴的なことは、まず、市民アンケート調査で、それをきっかけとして生まれた事業であります。

全国でも郡山市だけかも知れないのですが、住宅部門ではなくて、福祉部局からの制度構築になり、そこが大きな特徴になっているかと思えます。

3点目は、住宅確保要配慮者の範囲でいわき市さんは先行していて、非常に広いところですが、郡山市はひとり親世帯のみで、いわゆる母子、父子家庭の世帯のみに限定している点です。特に各自自治体の状況に合わせ、対象を絞り支援する制度設計が可能であります。そういうところが特徴かと思えます。

郡山市は家賃補助と家賃債務保証料補助の2本立てのメニューにしています。

経過です。アンケートは令和元年度に始まっています。実は国の調査で5年に一度調査をやっているんです。

ほとんど項目を同じくして郡山市で令和元年度から毎年、3年間やっている状況です。

そのアンケート調査を受け、市としてもいろいろ対応し続けています。毎年、新規事業をやっていて、3年目になっているんです。市営住宅のひとり親世帯の優先枠の拡大を行い、一戸から二戸に枠を増やして対応をしています。

令和2年度、新聞報道これが大きかったんです、そして令和3年補助金を予算化、記事はあとでお見せします。1月に調査結果が民友新聞に掲載された、というのがありました。

令和3年度に、県が一先ほど次長様の挨拶内容にありました—10月に家賃の予算化がありました。それを受けて、私どもも令和4年度に、セーフティネットを活用した家賃低廉化を開始しました。こういった流れになっています。

郡山市の事例の特色

特色①: 市民を対象としたアンケート調査をきっかけに生まれた事業

特色②: 福祉部門からの制度構築

特色③: 住宅確保要配慮者の範囲をひとり親世帯に限定

特色④: 家賃補助と家賃債務保証料補助の2本立て

4

経過

令和元年度	ひとり親世帯等意向調査開始 市営住宅ひとり親世帯優先枠の拡大(1枠→2枠)
令和2年度	新聞報道(令和3年1月)で調査結果が掲載
令和3年度	県が住宅セーフティネット促進補助事業補助金を予算化
令和4年度	郡山市で住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化・家賃債務保証料低廉化の事業を開始

5

この絵は民友新聞の切り抜きです。先ほど民間支援団体さんへと書いたんですが、新聞・マスメディアは非常に影響力が大きいです。各自治体さん、毎日、特に地方紙2紙、民友、民報新聞を見ている。郡山市は必ず、他の市町村さんもおそらく、関係する記事—自分たちの所属する記事の切り抜き—毎日、全職員が目に見ています。

郡山市の市長ももちろん見えています。新聞に載ることは大きなことです。ですから「声を発信する意味では、新聞に載せると、市は気にするし、見るぞ」と。

新聞掲載が非常に重要ななと思います。特に福島県では、やはり民友、民報ですね。非常に影響が大きい。



6

民友の記事です。令和3年1月16日に掲載され、まあまあ大きな記事で出ています。生活全般を調査したものになっていて、いろいろな調査項目47項目くらいあるんです。その中でもやはり生活困窮です「年収200万円未満半数超!」ということです。これはお母さんのみですね、世帯全体ではなくて。お母さん、お爺ちゃんお婆ちゃん、2世帯が一緒に住んでいるような世帯もあるかと思うんですが、このデータは、お母さんのみ、父子家庭ならお父さんのみ、親のみの年収をカウントしているんです。「半数以上が200万円未満だよ」という記事です。

「家賃補助は6割求めている」という内容の記事が書いてあります。自由記述の通りであって、大変な状況にあるんだよ、と。そういう記事が掲載されました。

この記事を読んだ担当者が見てくださったのが、事業開始の非常に大きなきっかけになっています。後で整理して説明したいと思います。

ニーズ調査はさきほど説明しましたように、住宅に限らないニーズ全体の調査です。毎年、児童扶養手当という手当の現況の確認の時期がありますので、その時期に調査を行っています。47問ありまして時間が掛かります。30分、40分、真面目にやるとそれくらい掛かります。皆さん回答していただきまして、回答率も半分くらいです。

郡山市のひとり親世帯は3,200世帯くらいで、だいたい半分くらいの回答があります。ひとり親世帯の内200世帯くらいが手当を支給していない世帯であるので、手当を支給している世帯の半分くらいの回答はあったことになります。1,500世帯、大きな規模の調査になっているかと思えます。

1. ニーズ調査

令和3年度ひとり親世帯等意向調査

目的	ひとり親世帯のニーズを把握し支援のあり方を検討する
期間	令和3年8月
方法	自記式調査
項目数	47問
対象者	郡山市内に居住するひとり親世帯(3,188世帯)
回答率	48%(1,534世帯)
備考	令和元年度から毎年実施

(令和3年8月末日現在)

7

先ほどの収入の話です。参考資料で令和2年度の結果です。これは公表している最新、令和3年度に公表された令和2年度の平均収入です。先ほどのスライド番号6に掲載されている新聞に取り上げられているデータとはちょっと違います。参考のデータにおいてもやはり200万円未満の人たちが半数近いのに変わりません。

本当に300万円の未満が73%。しかも未回答が16%、書いてない。その人たち、収入は高くないと思われま。300万円以上、400万円以上のゾーンは11%しかないので、残りの未回答の方を低いとカウントすると、9割ぐらいの人が300万円未満の年収状況ということです。非常に収入の低い状況にある、ということが分ります。

アンケートで、今回関係する部分をピックアップしました。市の支援施策で不足していると感じるもの。

1位はこどもの就学にかかる学費の問題があります。2位に居住支援、住宅費の軽減は3割の方が希望している、ということです。

住まいに関して必要な支援策は、民間賃貸住宅の家賃補助というのが毎年、圧倒的トップで、2位が未回答、公営住宅への優先入居は11.4%になっているなかでブッチギリに高い状況です。

【参考】ひとり親(自身)のR2平均収入(年間)



※全国調査(H28)では母子世帯の母のH27平均収入243万円

8

市の支援施策で不足していると感じるもの (あてはまるもの全て回答)

- 1位: こどもの就学にかかる費用の軽減 (39.5%)
- 2位: 居住支援や住宅費の軽減 (29.9%)
- 3位: 就職・転職の支援 (17.1%)
- 4位: 一時的にこどもを預けられること (14.2%)
- 5位: 一時的に必要な資金が借りられること (13.6%)

9

住まいに関して必要な支援策

- 1位: 民間賃貸住宅の家賃補助 (54.6%)
- 2位: 未回答 (25.9%)
- 3位: 公営住宅への優先入居 (11.4%)
- 4位: 母子生活支援施設への入所 (7.0%)
- 5位: その他 (1.2%)

10

これも特徴ですが「現在どういったところにお住まいですか」のところで言いますと、4割が民間賃貸住宅にお住まいのひとり親世帯です。全国調査との比較があり、だいたい全国調査とデータは一致していますが、2点だけ一致していません。郡山市は年収が全国平均より低い。もう1点は、民間の賃貸住宅にお住まいの方が全国平均の33.1%と比較して多い。だから民間賃貸住宅への家賃補助の希望が54.6%と高くなっていると考えられます。

あとは、自分たちの経済力では自立できないので、親御さんの家に同居している。それが、非常に多いです。たまに持ち家もあります。公営住宅が12.8%にとどまっている状況にあります。

住まいを決める上で重要視するものです。ここは不動産の1位、2位で、とにかく家賃。支払える家賃の範囲内で、住まいを決めております。2位はひとり親世帯の特徴で、とにかくお子さんの通学・通園。特に通学は学区の問題があるので非常にエリアが絞られます。とにかく間取りとか周辺の環境とか、自分の通勤などは後回しです。本当にこんな感じなのです。狭くてもいいから、学区の中に住みたい。本当にそういうニーズが強くて、親の通勤条件などは後回しです。そんな感じですね。

アンケートは毎年やっているのですが、我々も見ていますよ。このような傾向を初めて知ったという訳ではなく、令和元年度の時点でももちろん知っていた。その他要望が多く優先度が高かったLINEによるSNSの相談などそういった事業は先に始めているんです。しかし、家賃補助に関しては財源の問題など課題が多く、事業化が困難でした。他のものは段々実現されてきて、残された数少ない課題の1つになっていました。そして、ついに令和3年度には、子ども家庭支援課が最優先で取り組むべき事業として家賃補助が選出されました。現場の担当者としては本当に大きな宿題。「どうやったらいいんだ」という解決困難な宿題が降ってきた。こうした経緯で、令和3年度中に令和4年度に向けた予算要求に関して、何かしらの提案をしなければならない状況になったと、そういうことになります。

現在の住まいについて

- 1位: 民間賃貸住宅 (39.9%)※
- 2位: 持ち家 (19.4%)
- 3位: 親など親類の家に同居 (15.9%)
- 4位: 公営住宅 (12.8%)
- 5位: 未回答 (11.0%)

※全国調査(H28)では母子世帯の33.1%

11

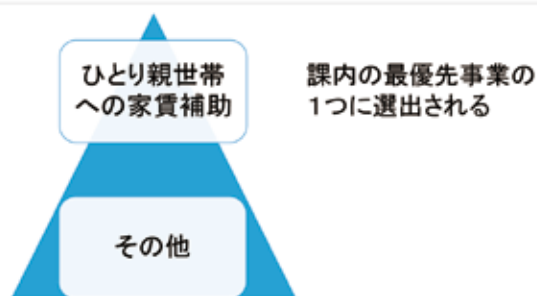
住まいを決める上で重要視するもの (3つ以内で回答)

- 1位: 家賃 (66.7%)
- 2位: こどもの通園・通学 (56.7%)
- 3位: 部屋の広さ・間取り (35.6%)
- 4位: 周囲の環境 (28.5%)
- 5位: 通勤 (18.9%)

12

2. 予算化

令和3年度子ども家庭支援課の重点事業



13

現場の担当者としては本当に大きな宿題。「どうやったらいいんだ」という解決困難な宿題が降ってきた。こうした経緯で、令和3年度中に令和4年度に向けた予算要求に関して、何かしらの提案をしなければならない状況になったと、そういうことになります。

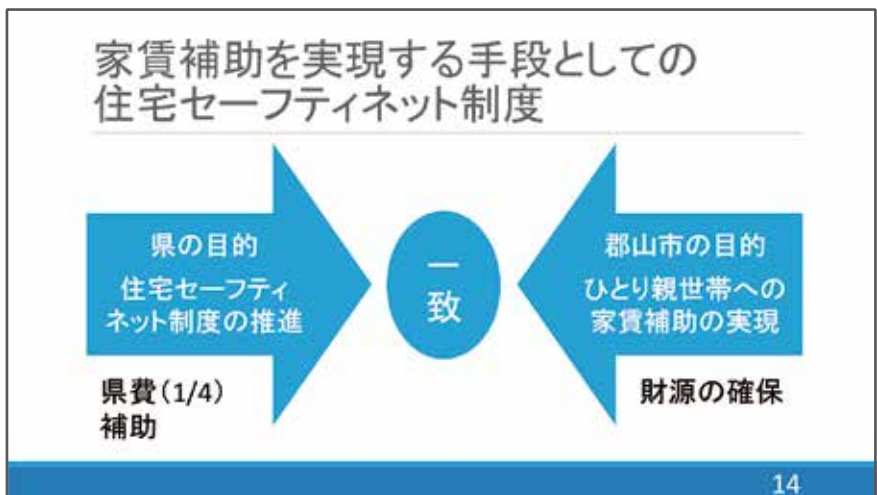
本当に家賃補助の手段が見つからず困っていました。先ほど座間市の武藤さんの報告にもあった通り、我々は福祉部局なので、せいぜい先ほどの生活困窮者自立支援法での住宅確保給付金とか、幾つかメニューはあるんです。けれど、厚生労働省の補助制度は期間が短く、3ヶ月とか。他にいろんな条件、例えば離職から2年以内とか、求職活動しているとか、条件が付いてきます。厚生労働省の事業って、すごい条件がついて来ちゃうんですよね。期間もついてくるし、条件も厳しい、使い勝手が悪いです。今回のひとり親世帯の家賃補助に使えるちょうどいいメニューがない。

解決の糸口が見えないまま、令和4年度の予算要求をする9月のぎりぎりのタイミングで、福島県担当の、当時は大和田主幹と担当の今泉さんと一お二人とも移動されてしまったんですー来ていただいて。たまたま私と係長が不在でしたので、別の職員が対応しまして、置手紙、住宅セーフティネットの案内を置いていってくれたんです。

それで資料を読んだ時に「これもしかして使えるんじゃないかな…」みたいな話になりました。すぐに、県に電話をしまして「この制度について聞きたい」という話をしましたら、次の日にお二人に来ていただいて、住宅セーフティネット制度に関しては全く知らない私と、係長と、そこで初めてこの制度についていろいろ教えていただきました。

県のお二人から家賃補助の話があって、説明を聞いていくなかで、我々の長年の目標達成が出来そうな気がしてきました。

予算って通すのが簡単ではなくって、ゼロ査定ということで予算が付かなかったものは、けっこうあるんです。財源の内3/4補助、県が1/4、国1/2。これが非常に大きくなって、無事予算化することができました。



これがその時の予算の資料です。今年の2月に行われた記者会見の資料です。そんな経緯で始まっていきました。これが内情であります。

2025-2030
ひとり親世帯に対する新たな支援策 1,912万円
 ～母子自立支援事業の一部～
 対象区分：下記のとおり
 ひとり親世帯等に対し、民間賃貸住宅の家賃等と、養育費確保に必要な公正証書等の作成を支援します。

(1) 期間限定住宅の家賃支援事業 1,860万円 (財源：国1/2、県1/4)
 対象者(以下、県民に該当する方)
 ①児童扶養手当全部支給のひとり親世帯(50世帯程度)
 ②セーフティネット住宅に新規または継続入居する世帯
 要約図
 ①住宅化前の家賃との差額(上限4万円、原則3年間まで)
 ②新規入居する際の家具賃借保証料全額(上限6万円)
 (家賃60,000円の戸へ)に入居 入居者負担額が26,000円
 ・大家が家賃を26,000円に減額 (市が大家に34,000円を助成)
 ・家賃借換保証契約(30,000円) 市が保証会社に全額助成
 住宅登録・住宅政策課
 補助金交付、こども家庭支援課
 住民サービス課
 養育費の確保
 養育費が収入増となる世帯
 相談・相談申請

(2) 公正証書作成支援事業 52万円 (財源：国1/2、県1/2)
 養育費の取り決めに関する経費のうち、公証手数料や、調停申立てに関する収入印紙代等の費用を助成する。
 対象者及び補助額
 ・対象者：公正証書を作成した、養育者となる離婚前後の親
 ・対象額：養育費作成等に必要な費用の全額(上限50,000円) 養育費50,000円/月の場合＝作成費用：約26,000円
 出典：郡山市令和4年度当初予算の概要(第42号議会資料) 15

「住宅セーフティネット制度、すごいな」と思うところはすごいです。厚労省の制度は制約がすごいです。こういう使い方してくださいとか、条件が絞られたところがあるんです。一方で、国土交通省の制度である住宅セーフティネット制度は裁量を持たせてくれている、最低限ここはダメですよとか、こうやって下さいねと、あるんですけど。設計する側からは非常に使い勝手がいいです。市の側にいろいろな裁量が残されているな、というところがあります。

制度も拡充傾向にありますので、毎年よりいいものに改良されて来ています。特に「①の居住中の住宅に対しての補助が可能」というところ。私たちの狙いである、ひとり親世帯への家賃補助では非常に大きかったです。あとは所得制限引き上げですとか、公営住宅並み家賃などがあります。

制度設計に入っていきます。最初に骨格を決めていきます、誰にどのくらいいくら払うのか。そこに関して郡山市は、誰にというところをものすごく絞ったのです。ひとり親世帯ということで。その分対象期間と金額に関しては国の上限に設定した。そんな経過でした。

この辺もいろいろあったんです。要領、要綱ですね。当初は要綱一本で計画していたんですが、法規係との協議を経て、要綱、要領と分けて作った、という経過があります。

図は、制度設計をするときに非常に心がけたところです。貸す側の負担、両方にとってウインウインの関係を築かないと、この制度は成り立たない。さすがに制度のことがよく分らない段階でもその点は想像できました。とにかく貸す側のメリットを大きくしたい、そしてデメリットを小さく。これは貸主側のメリットを大きくできるように、最後まで調整をしていました。

もちろん空き室解消というのは一番のメリットになるんです。郡山市のひとり親世帯さんですと、あまり転居される方たちではない。だいたい同じエリアに長く住みたい方なので、長期入居というメリットも説明できるかなと。

+aということで、社会貢献、企業の社会貢献ということです。そういったことが求められて来る時代になってくると、付加価値ですね。

住宅セーフティネット制度の特徴

- 1) 制約が少なく制度設計の自由度が高い
自治体の裁量が大きい
- 2) 制度が拡充傾向
例: R3.12 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱の一部改正
 - ① 居住中の住宅に対する補助が可能になった
 - ② 子育て世帯・新婚世帯(～21.4万円)、多子世帯(～25.9万円)の月収基準の引き上げ(R8までの時限的措置)
 - ③ 家賃低廉化の入居者負担額の参考額として「公営住宅並み家賃」が示された

16

3. 制度設計

制度の骨組み

事務取扱要領に規定

- 1) 誰に(補助対象者と入居者の要件)
- 2) どのくらい(補助対象期間)

要綱に規定

- 3) いくら(補助額)

17

大家側からみた住宅セーフティネット制度のメリット・デメリット

メリット

できるだけ大きく

+a

長期入居

滞納減少

空き室解消

デメリット

できるだけ小さく

契約内容に制約あり

事務負担あり

補助金後払い

18

今回、すでにセーフティネット住宅に登録いただいた大家さんも「困った人を助けたい」という思想をお持ちの大家さんでした。ここだけに頼るわけにはいかないんですけれども、上乘せして、ここもあるぞと。制度設計上で消せないデメリットもあります。今日も不動産事業者さんに言われたのは「後払いなんかありませんか」ということです。補助金は性質上どうしても後払いになってしまう。さらに、補助金の申請事務がでて来るので、デメリットの1つには「事務負担」と書いています。

他には契約内容で、礼金、謝金とれない、そこですね。その制約が出てきますよと。とにかくここは設計のなかでも、気を付けたところで。こういう図のようなシーソーで、メリットが大きくなるように作ったということです。それでも不十分で、今でもいろいろご意見をいただくところです。

制度の概要については、国の最大限の範囲でほとんど同じです。

下の※で公営住宅並家賃ってこうなんですよと書いてあるので、見ていただければと思います。

制度概要

	家賃減額補助	家賃債務保証料補助
補助対象者	賃貸人 (家主・不動産業者等)	家賃債務保証会社 居住支援法人等
補助対象期間	住戸：最長20年(1戸につき総額480万円)まで 入居者：3年を超えるごとに継続必要性の審査を行う	
補助限度額	月額4万円	6万円
補助額	本来家賃から公営住宅並み家賃※を控除した額	減額した家賃債務保証料(初回契約分)の全額

※公営住宅法施行令第2条の家賃算定基礎額に市町村立地係数及び規模係数を乗じて得た額を参考に地方公共団体が定める額(公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第7第3項)

19

公営住宅並み家賃を計算すると実際にこれぐらいになりますよという話です。下のところの市町村立地係数との自治体によって変わってくるんです。他は計算式が一緒なので、特に私達が対象としている児童扶養手当の全額支給、ひとり親世帯の人たちだと、だいたい黄色の方の家賃に入っていく感じですよ。

今回1号になりそうな方のお家賃が61,000円で床面積が41㎡ぐらい、40㎡強。21,000円の負担額になって、丁度限度額まで家賃上限使い切れるような計算になっている状況です。

公営住宅並み家賃(郡山市の場合)

床面積	公営住宅並み家賃(入居者負担額)の目安			
	収入分位1 所得104,000円以下	収入分位2 所得104,000～ 123,000円	収入分位3 所得123,000～ 139,000円	収入分位4 所得139,000～ 158,000円
30㎡～40㎡	16,000～21,000円	18,000～24,000円	20,000～27,000円	23,000～30,000円
40㎡～50㎡	21,000～26,000円	24,000～30,000円	27,000～34,000円	30,000～38,000円
50㎡～60㎡	26,000～31,000円	30,000～35,000円	34,000～40,000円	38,000～45,000円
60㎡～70㎡	31,000～36,000円	35,000～41,000円	40,000～47,000円	45,000～53,000円
70㎡～80㎡	36,000～41,000円	41,000～47,000円	47,000～54,000円	53,000～60,000円

例：収入分位1、床面積50㎡の場合の参考額
家賃算定基礎額(34,400円)×市町村立地係数(0.95)×規模係数(50/65)=25,138円≒26,000円(千円未満切り上げ)

20

市が賃貸住宅供給促進計画等の作成からやると大変だと。ですが、県にすごく使い勝手のいい計画を立てていただいています。広めの入居者資格の設定をしています。住宅確保要配慮者の範囲を県の賃貸住宅供給促進計画に定めているんです。高齢者、障がい者、すごくたくさんここにあります。子育て世帯は、子ども高校生以下を養育している者と定義があるんです。郡山市はこの範囲内ですね、高校生以下等を養育している世帯の中で、配偶者がいない方。そういう方を対象にしました。

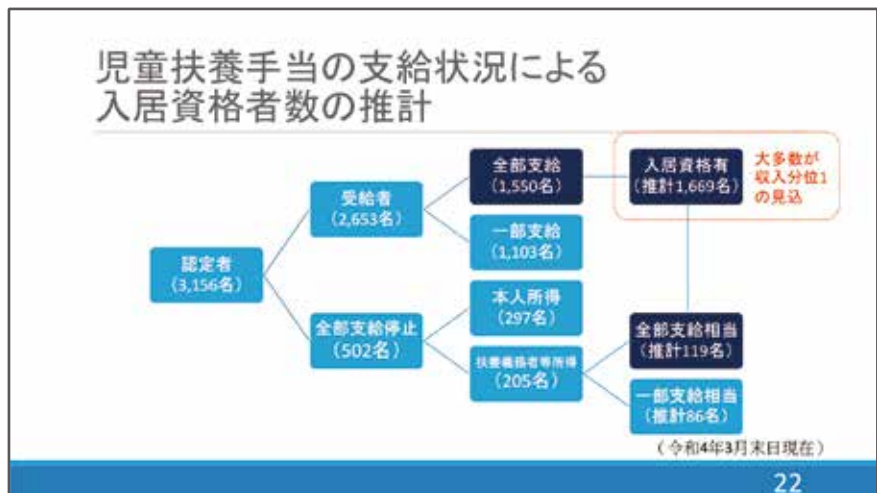
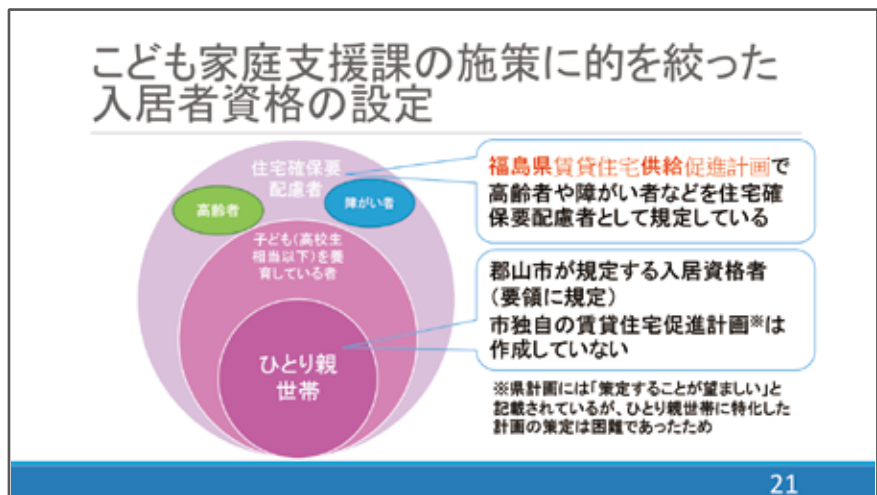
要綱で入居資格者をひとり親世帯と規定し、ひとり親世帯の要件を要領で規定している状況になります。ですから、市独自の賃貸住宅促進計画は作成していない状況です。当時の県の担当の方によると、他の自治体だとペーパー1枚ぐらいの計画の自治体あるとの説明がありました。あとは、市の住宅部局と協議した結果、「ひとり親世帯に対象を絞った計画を立てるのは難しい」という結論に達し、市独自の賃貸住宅促進計画は作らず事業を行っています。しかし、県の計画には「市独自の計画を作成することが望ましい」と記載されています。

この図は、今回の対象世帯数の推計です。児童扶養手当支給状況による入居資格者数の推計です。「全部支給」という一番所得が低い区分の人たちを今回は対象にし、支援しているという状況にあります。

今のところ、対象世帯の方たちの収入・所得ですが、公営住宅の入居基準で所得計算すると、だいたいゼロになってしまう。所得が小さいのでゼロという計算になるので、104,000円以下のゾーンに入っている状況です。一部複雑な話もあるんですが、このスライドの右上の部分に記載の1,500～1,600人ぐらいが対象になっている状況です。

先ほどお話しした事業の骨格以外にも検討した事項です。

まず、補助金の支払いの件です。市町村の補助金の交付のルールに縛られると、いろいろ制約もあるので、ここが今回ネックになっています。年に何回実績報告し、お金を後払いするのか。郡山市としては原則6ヶ月2回としています。「手続きが面倒くさい」と言われた場合は1年に一回と考えています。先ほど「2ヶ月に一回だったら、やってもいいよ」みたいな事を午前中に言われたの



その他検討した事項

- 1) 補助金の実績報告の回数
→年に1回または2回
- 2) 公営住宅からの転居を認めるか
→認める
- 3) 現在居住している住宅への補助を認めるか
→認める
- 4) 自治体独自の補助を追加するか
→しない

で、2ヶ月に一回コースとか申請者の希望に合わせて柔軟に選択できたらいいなと思ったところです。

これについては、「賃貸物件が自社物件だといいたいんだけど」と。大家さんが別にいる物件だと不動産事業者が立て替えなければいけない。その金額が高額になってくる、4万円だとか3万円だとかになってくると。「管理料として管理会社は大家さんから毎月2,000～4,000円しかもらっていない、そこに補助金が4万円、3万円になってくると、毎月の差額がどんどん増えていって厳しい」と。先ほどご意見をいただいたところですよ。

次の検討事項は、公営住宅からの転居を認めるかということです。住宅セーフティネット法では、特に制約がないんですけれども、このあたりが各自治体の住宅政策と、意図ですね。どうしたいのかによって、自分たちの要綱なりで、規定していくことになるかなと思います。私どもも「公営住宅から引っ越したい」という相談を受けることがあります。ペットを飼っているとか、近隣トラブルとか、けっこう件数があるんですよ。公営住宅同士では転居できないので、あえて絞る必要がないのかなという考えで、ありにしました。

次の検討事項は、先ほどの、国の方では「現在住んでいる住宅は、補助の対象にしていい」と。そう言っているんです。しかし、自治体によっては住宅政策として「そこには補助金を出さない」という考えの自治体もあるので「これはダメです」という自治体もあります。このあたりも自治体の設計次第です。

さらに、自治体独自の補助金。これは、入居者側に転居資金として10万円出していますよ、みたいな自治体。あとは貸主側、大家さん側に奨励金のようなかたちで、登録したら5万円を出している自治体もあります。さすがに独自財源の追加は難しいので郡山市は見送りました。

現在居住している住宅への家賃低廉化補助は県の計画の方に規定されています。県の計画を今回、郡山市も使わせていただいています。メニューには入っているのですが自治体の方で制約しなければ、対象にできる状況にあります。

現在居住している住宅への家賃低廉化補助

福島県賃貸住宅供給促進計画

「市町村は、就労や子育て等を理由に、居住している住宅に引き続き住むことが必要な住宅確保要配慮者を対象として、家賃低廉化の補助を行うことができる。」

→この条文を根拠に郡山市も現在居住している住宅を家賃低廉化の対象にしている

24

現況と課題です。入居希望者から問い合わせ、毎日、今日も午前中來るときに電話が7、8件くらい鳴りました。

問い合わせは多いのですが、まだ補助金の申請には至っていないという状況です。来週2件アポイントがあって「申請に行きます」という約束をいただいて、ようやく2件になる見込です。それが現状です。

始まったのは9月の初旬なので、3ヶ月近く経ってようやく申請するまで至ったと、そういった状況にあります。事業をこれから開始される自治体さんにおかれましては、初年度、初動は厳しいといえますか、周知に時間を要します。郡山市の反省としては予算を取り過ぎてしまったので、控えめにスタートされるのもよろしいかと思います。

課題は3つありまして、それぞれの課題について説明します。

4. 事業開始

現状と課題

現状

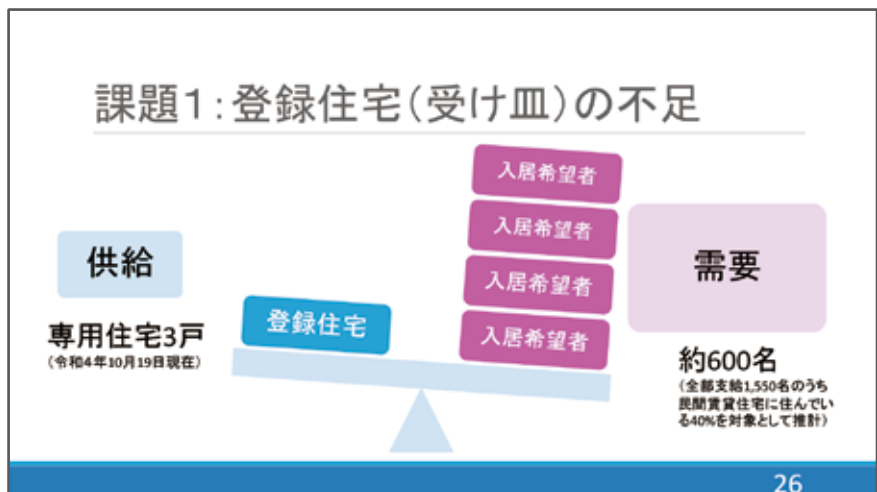
入居希望者からの問い合わせは連日続いているが、補助金交付申請までには至っていない(R4.10.19現在)

課題

- 1: 登録住宅(受け皿)の不足
- 2: エリアのミスマッチ
- 3: 現在居住している住宅への補助の不調

25

まず、とにかく登録住宅が圧倒的に足りてない。先ほどあげた1,500人の対象者のなかで、4割が民間賃貸住宅にお住まいです。600人ぐらいがアパートに住んでいます。現在民間賃貸住宅に住んでいて、当然、自分たちが住んでいる住宅で家賃補助受けたいですね。潜在的には少なくみても600人ぐらいのニーズがあります。供給は伸び悩んでおり、専用住宅3戸と全然足りないのが課題ですね。

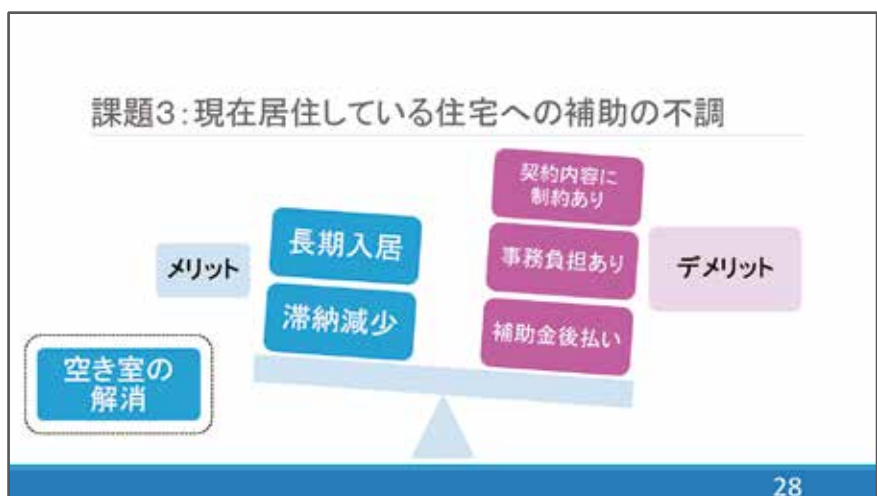


次に郡山市特有の問題です。「とにかくその学区に住みたい」というニーズが非常に高いです。「隣の学区じゃだめ」と。学区が狭いんですよ。郡山市内の学区の数は中学校で25校、小学校で49校です。せっかく登録いただいても学区が合わないのでマッチングが進まない、それが現状です。この学区問題をどのようにクリアするのか、それが今の課題となっています。



あとは、「現在居住している住宅への補助してください」という話。最大のメリットである空き室の解消が、既に住んでいる住宅なので無いわけです。当然デメリットの方が目立つ。入居者が登録をお願いしても、「判子を押すだけならやってもいいですよ」と言われるなど、断られるパターンが多いです。

今成功しているのは、全て自社物件です。「自分たちの持ち物だと6ヶ月遅れで補助金が入ってきても困らない。だったら問題ない」という話でやっていただける。オーナーさんが別にある物件だと、オーナーさんに「後払いは困る」と応じていただけないケースが多い。



今必要なのは顔の見える関係ですね。なんとか、大家さん側と、不動産業者の側と行政が顔の見える良好な関係を築かなければならないと、そのように座間市の武藤さんの話を聞いて考えていたところでした。現状はこのような状況にあります。

最後に、いろいろお話してきたんですが、少しでも皆さんに一つでも参考になるお話しができていたら、いいなと思います。セーフティネット住宅の制度自体のポテンシャルは高いものがあります。各自治体の政策課題に柔軟に対応でき、使い勝手がいい。480万円まで補助ができ、金額が大きいです。使い方次第の制度だと思います。

今回会場にいらしているいわき市担当の田野さんに教えていただきながら、なんとか事業を実施しているところがあります。来年度以降に、住宅セーフティネット制度を活用した家賃補助を始める自治体さんが続いてきていただけると、同志が増えて嬉しいなと思ってお話しさせていただきました。

本日は皆さん、ご清聴ありがとうございました。

おわりに 本日の目標の確認

行政関係者のみなさま

- 住宅セーフティネット制度の導入可能性について検討するための材料(情報)を提供したい

民間支援団体のみなさま

- 行政を動かす際の参考にさせていただきたい

不動産事業者のみなさま

- セーフティネット住宅の登録に前向きになっていただきたい

29

ご清聴ありがとうございました



■ 質疑応答

■ 質問1

地域福祉ネットワークいわきさんでは、市から地域包括ケアシステムを一括受託され、大きな事業運営をされているという話でした。相談者、要配慮者は高齢者、障がい者に限定ではなく法で定める要配慮者、すべて対応でよろしいですか。

■ 応答1

鎌田氏：その通りです。しかし、窓口・現場では高齢者、障がい児、障がい者ということです。看板が出ていることもあり、いわき市では婦人相談員とか家庭相談員が市に入っています。そのつながりが周知徹底できておりません。冒頭で示しました地域共生社会の実現で、母子世帯、父子世帯もテリトリーに入ると考えています。今後、PRを進めて参りたいと思います。

■ 質問2

身元保証・債務保証事業をされていますが、地域包括支援センター職員の兼務でしょうか。あるいは専任の方はいるのか、何名でやっておられるのでしょうか。

■ 応答2

鎌田氏：嘱託が3名、専任1名です。必要に応じ包括の職員や障がい者の職員も手伝います。臨機応変に対応しており、専従1名と嘱託3名の体制です。

■ 質問3

事務経費の原資としては居住支援法人の補助などを充当されていますか。

■ 応答3

鎌田氏：持ち出しです。居住支援の補助金が1000万円上限ですが300万円ちょっとしか入ってこなかったのです。赤字ですがスタートしたばかりですから、今後実績を作っていきたいと考えております。

■ 質問4

座間市さんから「相談窓口を特に定めていない」と、お話しがありました。私は、ワンストップではなく8割ぐらいの相談をこなせる窓口を予想していました。「庁内ならどこでも対応できる」との説明ですが、本当に可能なのでしょうか。

■ 応答4

武藤氏：座間市役所のなかでも「ワンストップ窓口をつくった方がいい」という話もあるのです。生活援護課では、ワンストップ窓口を作るとワンストップ窓口に通じけなかった人の支援につながらなくなってしまいます。もちろん、ワンストップ窓口である程度の相談受け、断らない相談支援の窓口はあります。それと並行して市役所のどこに相談きても、ちゃんと相談につながるようにネットワークは構築しております。例えば。座間市に相談に来れない人、住まいの問題を抱え税金の相談に行っても家賃が問題だったら、生活援護課につながってくる。そういう形ができています。ワンストップ窓口だけでなくネットワークの構築をすることが大事だと思います。

■質問5

郡山市さんへ。離婚のために家がないが別居したい。そういった段階で家賃の支援は無理なのか、支援のスタートはどの辺に設定していらっしゃいますか。

■応答5

早坂氏：この質問は我々も非常に大事なところで議論し決めた経過があります。結論から申し上げますと、離婚後、児童扶養手当の受給が決定した方ということになります。離婚してから手続きをして、受給決定まで1,2ヶ月程度かかります。この手続きが完了した方への支援になります。

離婚前の方や離婚を予定し別居している方、あるいは離婚直後の方を対象にできませんでした。このことは設計の段階でも議論になりました。最初、子育て世帯という一番広いところから入って、最終的にひとり親世帯まで対象が狭まっていったのです。被支給者の対象設定と支給時期の設定は非常に重要なところでした。

今後の課題として、離婚直後、離婚前の方。さらに住宅に目途が無くても離婚ができて、先に進めるためにも、住宅問題は非常に重要なところでした。

現状では離婚後、住む場所が決まってからの手続きです。児童扶養手当もそうなのです。その当たりをカバーできないのか、現場も課題として非常に感じています。

今後、何らかの形で対象を拡大していきたいと考えているところでした。

■質問6

鎌田先生に、身元保証人等事業について質問いたします。住んでいる方の退去時とか、お亡くなりになった後とか、賃貸借契約の解除や残置物の処理がでてくると思います。その際に推定相続人との関係をどのように整理されていますか。

■応答6

鎌田氏：推定相続人とは死亡後に非常にトラブルになります。契約前に親族の状態をしっかりと調べます。親族がいる方は、その方と連絡がとれるのであれば、その方と死亡後にサポートをいただくようになっています。連絡がとれない場合は事前に弁護士さんにも相談します。相談がとれるのかどうか確認しておきます。

実例ですが、相続人の方が8人いて、一人が連絡に応じず家庭裁判所で調停に3回も行き、4回目ようやく審判ができることになっています。ですから、事前に親族の方とは徹底的に連絡し、状況を把握しておくことが第一だと思います。

難しい案件は、司法書士、弁護士さんにも相談しながら進めることをお勧めします。

■質問7

座間市の武藤さんに。「断らない相談支援」に関することです。生活援護課が対応していた生活困窮者自立制度の対象者より居住支援協議会での対象者の範囲が広いため、相談件数も多くなり、今までの体制で対応できないのではないかと不安がなかったのでしょうか？

■応答7

武藤氏：居住支援協議会を作る前から「断らない相談支援」の中で住まいの相談は来ていました。自分たちでは家を貸したりできないので、不動産屋さんをお願いしたり、相互の出会いがあって、その中で事業委託まで進んでいったのです。居住支援協議会が有る無しの前に、断らない相談支援で、住まいの相談はありました。住まいの相談が直接来るわけじゃなく、家計の見直しのなかで、家賃が負担になっていて住み替えをしないと家計が破綻して行く。そういうときは住まい探しの次のステップに行かなきゃいけない。そんなこともありました。立ち退きで相談に来られた方とか、ホームレスの方は来たりする場合があります。

居住支援協議会を立ち上げることで相談が増える不安よりは、あったなかでネットワークを増やしていく感覚しかなかった、そういうところでした。

資料

令和4年度 第1回福祉・住宅連携会議

「ともに繋ぎ、ともに生きる」

日時 令和4年 **11月10日**(木)
午後1時30分～4時

場所 福島市「こむこむ」わいわいホール

〒960-8044 福島市早稲町1-1
☎024-524-3131

無料

定員
140名



令和4年度福島県統計調査課資料によると、本県の高齢化率は約33%になっており、高齢者等の方々が、住み慣れた地域の中で安心して住み続けられる環境を整えることが喫緊の課題となっています。

その課題解決のためには、福祉・住宅に係る官民の連携が不可欠であり、当協議会では、従前より福祉と住宅の連携を図るための会議やセミナーを開催してまいりました。今回は地域福祉ネットワークの構築をいわき市で実践されている医療創生大学心理学部教授鎌田真理子先生から地域社会における住宅確保要配慮者^{*}への居住支援の在り方について伺いするほか、自治体において住宅確保要配慮者の居住支援に直接携わられている方々から取組事例をご紹介いただき、住宅確保要配慮者の安定居住に向けた支援のあり方について、行政機関、福祉・住宅団体始め県民の皆様と共に考える機会として、下記により連携会議を開催いたします。

^{*} 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

講演 午後1時40分～4時

基調講演

地域社会における住宅確保要配慮者への居住支援について ～居住支援の在り方とは～
医療創生大学 心理学部 教授 鎌田 真理子 氏

発表 1

「断らない相談支援」から居住支援へ ～困りごとがつくる支援のかたち～
神奈川県座間市 生活援護課 主査 武藤 清哉 氏

発表 2

ひとり親世帯に明かりを灯す家賃負担の低減 ～セーフティネット住宅への家賃等低廉化事業～
福島県郡山市 こども家庭支援課 主事 早坂 透 氏

申込方法 裏面のFAX申込書(メール送信可)でお申込みください。

- 主催：福島県/福島県居住支援協議会
- 共催：福島県社会福祉協議会/(公社)福島県宅地建物取引業協会/(公社)全日本不動産協会福島県本部/
福島県賃貸住宅経営者協会/いわき賃貸住宅経営者協会
- お申込み・お問い合わせ
事務局 福島県居住支援協議会(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会) TEL.024-563-6213
〒960-8061 福島市五月町4-25 FAX.024-529-5274



講演者プロフィール

講演者 医療創生大学 心理学部 教授 鎌田 真理子 氏

【社会活動】特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき理事長／特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会 副会長／福島県スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー／いわき思春期サポーターの会会長／社会福祉士、成年後見人(福島県ばあとなあ登録)／福祉サービス第三者事業評価事業調査者および指導者

【委員会活動】福島県社会福祉審議会座長／国土交通省東北広域地方計画委員

【学会活動】日本社会福祉学会東北地区幹事／地域福祉学会、日本高齢者虐待防止学会査読委員、日本ソーシャルワーカー協会査読委員など

【専門領域】社会福祉、地域福祉、権利擁護、ソーシャルワークなど



発表者1 神奈川県座間市 福祉部生活援護課 主査 武藤 清哉 氏

平成24年度に座間市へ入庁。

広報部局を経て、令和元年度から現在の生活援護課に所属。

生活困窮者の自立支援を担当し、住まいを含む生活の困りごとの相談支援を行うほか、座間市居住支援協議会の立ち上げを担当。



発表者2 福島県郡山市 こども部こども家庭支援課 主事 早坂 透 氏

社会福祉士・公認心理師・臨床心理士。

神奈川県立病院機構と福島県(医療・障害福祉分野に配属)を経て、令和3年度に郡山市へ入庁(こども家庭支援課配属)。

ひとり親家庭の支援を担当し、セーフティネット住宅への家賃等低廉化事業の立ち上げを担当。



FAX申込書(をPDFとしてメール送信可) 申込締切日/令和4年10月31日(月)

必要事項をご記入の上、下記FAX番号または(メールアドレス)にお送りください。複数のお申込みの場合は、代表者名を記載し、合計人数をご記入ください。

お名前[代表者名]	申込人数		
	名		
ご所属[会社・団体名]	電話番号[代表者]		
	- -		
当てはまる所属に☑印を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 行政機関[福祉部門]	<input type="checkbox"/> 行政機関[建築部門]	<input type="checkbox"/> 行政機関[避難者支援部門]	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
<input type="checkbox"/> 包括支援センター	<input type="checkbox"/> 居住支援法人	<input type="checkbox"/> 支援団体[NPO・相談センター等]	<input type="checkbox"/> 民生委員
<input type="checkbox"/> 医療関係	<input type="checkbox"/> 介護・救護施設	<input type="checkbox"/> 住宅事業者	<input type="checkbox"/> 不動産事業者
<input type="checkbox"/> 弁護士・行政書士等	<input type="checkbox"/> その他[]

受講票は発行致しませんので、直接会場にお越しください。(県庁駐車場利用の場合、無料処理いたします。)

※お知らせいただいた個人情報は、今回の会議および、ご案内にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

送信先 FAX.024-529-5274 メール info@fukushima-kyojushien.jp

事務局

福島県居住支援協議会
(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会内)
〒960-8061 福島市五月町4-25
TEL.024-563-6213 FAX.024-529-5274